

令和5年第3回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和5年9月11日 午前9時 （3名／3名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①多気地域の保育園、小学校の統合について （町長） ②町内通学路の安全、勢和大橋の安全対策について （教育長、担当課長）
2	前川 勝	一問一答	①多気地域統合保育園建設及び統合小学校建設に ついて （町長） ②多気町地域防災計画について （町長、担当課長）
3	木戸口勉幸	一問一答	①大型予算の財政見通しと財政運営について （町長、教育長、総務課長、担当課長） ②農業にかかるインボイス制度について （町長、担当課長）

(9月11日9時4分)

(5番 松木 豊年 議員)

○議長 (坂井 信久) 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番 松木議員。

○5番 (松木 豊年) おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、1項目目、多気地域の保育園、小学校の統合について。2項目目、町内の通学路の安全、勢和大橋の安全対策について、以上2項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

1項目目の多気地域の保育園、小学校の統合について、町長に伺います。今年度に入って保育園と小学校の統合について議会への説明がございました。次のとおりであります。順を追って確認をしたいと思います。

5月の22日の全員協議会で、多気認定こども園(仮称)基本構想の中間案の説明がありました。更に、翌月6月16日の全員協議会で多気地域小学校統合にあたっての基本的方針が示され、更に統合保育園の整備進捗状況について、多気地域統合保育園新築工事概算工事費の資料を添付して説明がありました。

5月と6月に開かれた2回の全員協議会では、工期も含めた日程が非常に窮屈であることや財政的見通しなど多岐にわたって質疑が行われました。

これらを受けて7月26日に開かれた全員協議会では、統合保育園及び小学校統合に向けた財政計画についてが、事項に挙げられておりました。しかし、結果として、その内容は示されませんでした。なお、統合保育園に関わる補正予算が5月24日の臨時会で統合保育園整備事業費業務支援委託料と建築設計業務委託料、あわせて総額1億2142万9000円が承認されております。

以上の経過を踏まえて、以下質問をいたします。

第1点目は、7月の26日の全員協議会で、統合保育園及び小学校統合に向けた財政計画についてが事項として準備されていたにもかかわらず、財政計画の説明はされずに終わりました。町長の指示で一転して財政計画を説明をしない

ということになりました。このことについては、全員協議会でも様々な質疑がありましたけれども、こうした事態は前代未聞の、未聞の異常な会議ではないでしょうか。改めて、統合保育園及び小学校統合に向けた財政計画について、説明をしなかったことの理由を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員のご質問にお答えをさせていただきます。7月の26日の全協で町の方から全体の予算的な財政計画を提出しなかったのはなぜかということで、全協の時に申し上げましたように未確定でありますので、まあ、どちらかという計画に近い予定計画でありまして、それは先般の議員のご質問にもありましたように、業務委託料の設計がいつやったかな、5月24日の臨時会で認めていただいたように、ここで全体の計画はこれから設計にはいっていきます。議員おっしゃられたように、早く示せということではありますが、前代未聞ということを申されましたけれども、これは当たり前の話でありまして、きちっとまとまってない段階でお示しをすると、これ全協の時にも申し上げましたけれども、お互いに不信感を抱くことになりますので、概ね形がまとまってから、あらかじめ設計ができてから、強いて言えば、できれば協議を概ねこの位の金額になるっていう協議をすれば良かったのかも分かりませんが、それが町全体に公表されるとなると、町民の方には本当にそれだけかかるんかということになりますので、あらかじめ形がまとまってからということも7月の26日の全協でも申し上げました。ですから、これはお互いのために、町民のために、きちっと形がまとまってからお示しするということを必ずしますと申し上げておりますので、概略の段階、形がまとまっていない段階でお示しをするというのは、これは間違った報告になるかも知りませんが、もしかしたらピタッと合うかも知りませんが、まあ、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今、あのご答弁ですが、2つ追加して質問させていただきます。あの、一つはですね、議会との、その執行部との関係の在り方で、一度全員協議会で事項にあがったものについて、その中身を説明しないというこのルールの問題ですね、これはあの町議会と執行部との間の信頼関係を根本から損なうという意味で、私は前代未聞というふうに申し上げたわけです。この点について改めて説明を求めたいと思います。それともう1点。未確定だったという説明ですが、保育園については5月の24日の臨時会で補正予算で整備事業に関わる費用が予算、補正予算が認められています。求めているのは保育園だけではなくて、小学校の統合についても併せて長期計画を、財政的な長期計画の説明を求めているわけでありますので、5月の24日のその認められた補正予算を執行して、より正確な金額を積算してからという説明はちょっと間に合っていないんだと思いますが、小学校の方はじゃあどうするんですか。あわせて、追加して説明を求めたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 全協の時に申し上げましたけれども、議員おっしゃられるように議会側と町側と計画をしている、予定をしている事業について協議をしながら、これからお金もこれぐらいかかるかわからんというのは、それは当然すべきだと思います。ところが、中で協議をしている段階の途中で、町民全体に、あの時も申し上げましたけども、日本共産党松木議員という形でビラを配られました。それもここに出てますけども、35億円かかる。で、これはあの松木議員の私見も入っていますけども、ゼロ歳児保育やったらどうや、早朝やったらどうや、保育士をもっと厚く配置したらどうや、こんなことを出ますと不安を招くということを申し上げたんです。ですから、協議はやっててもいいんですけども、それがあるので、私は控えよって言って、私は出ささん、出さないようにしました。で、ご理解をいただきたいと。それから、未確定ってい

うのを先ほど申し上げましたけれども、予定とそれから計画、こういう予定があります。ただ、計画となると今度は予算がどんだけいるか、こんな形のものにしますというんを出します。それに近い計画なんで、あわせて小学校も保育園もやらなければならんのですけども、細かい財政計画までは出さないということにしました。出してしまうと、先ほど言いましたように、お互いに不信感を招くことになるんで、あらかた形がまとまってからということになる。ということで、ご理解いただきたいと。でない、これから協議している段階で、町民の人にみなそれが発信されますと、こういう形でまとめたというのならいいんですけど、こういう計画がある程度で納めていただくんだったらいいんですけども、お金がぼかんと出てしまうと、そのお金が一人歩きをしますので、これはもう、誰でも分かることなんです。一人歩きをさせてはいかんで、うちの方は出さないということにしました。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 全員協議会に示された中身を町民の皆さんにお示しすることについて、何か秘密会であるかのような言い方をされますけれども、私は違うと思います。出される資料を丁寧に説明をして、正確にそのことを町民の皆さんにお知らせする、このことが一番大事なんじゃないですか。私は多気民報で全員協議会の中身について、町民の皆さんにこれは知っていただく必要があると思って、多気民報で広報しましたけれども、このことについて町長にとやかく言われる筋合いは一つもありません。逆にその時点で、多気町が考えている内容について、私が変わって広報したのでありますから、これは歓迎されるべき中身でありますよ。とやかく言われる筋合いはありません。こう、公に出来ないものであれば、なんであの全員協議会に資料、わざわざその概算ということを出したんですか。そのことについて、もう一度言ってください。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） あの、多気民報で出していただくのは結構なんですけども、先ほど正確と言葉尻をとったみたいですけども、正確と言われたが、正確な数字じゃないんです。それを出さんのは、出すのはいかがなものかと言っているだけで、計画予定があるのは出していただいて結構です。しかし、数字の一人歩きが出て行くと、互いに不信を招くことになるので、こういうことは控えていただけたらどうかなということでもあります。これ、ここに金額が35億円もかかる、ぼこんと出てしまうと、ほんまに35億円かかるんか、どんなものができるんねんと。誰も分からんです、まだ。保育園を作りたいとちゅうのは予定であげても、予定また計画であげてもいいんですけども、お金が出てく、それから、こんなことやったらどうやっちゅうのは出していただいて結構なんですけども、金額やそんなんが出てしまうと一人歩きをするので、こんな計画がありますっちゅうのはやっていただいて結構です。また、ありがたいと思うんです。そういうことを言ってるので、正確な数字が、あらかた正確な数字、あらかたこんな形ができるちゅうのが分かりましたら、必ず出しますって議会へ言っておりますので、それまで待ってくださいと。これがなかったら、そんなことは私は言いません。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） あの保育園について、より正確な数字が出たら出しますという説明ですが、全員協議会で事項に上がっているのは、保育園についての財政的な計画を言っているだけではありません。小学校も立て続けに予定がされているわけです。そのことも含めて、議会の中にどれぐらいの見通しなのかということを示すのが当局の責任ではありませんか。従って、いいですか、保育園についてより細かな数字ができたなら出てきたら示しますという説明しますということですが、じゃあ中学校はいつになったらより細かな、あ、失礼、小学校はいつになったら、その数字が出てくるんですか。町長の現時点での見通しをお示しください。そうでなければ、この全員協議会のその事項に上がった中身について回答は出せないじゃないですか。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） あの、小学校もこれから計画、いろんな声を聞きながら、全協の時にも申しあげましたが、もしかしたら相可小学校の所へ計画していたのが違うところになるかもわからん、こんなことも聞いていただいたと思います。こういうこともありますので、きちっとした形、私はあらかじめこういう形になりますと、なります、決まりましたらをお示しを言うてますので。今のような段階で出してしまうと、これまでの協議の中でやっとならいいんですけど、今回こういうのが出たもので、くどいようですけども、あらかじめこんな形のものができる、概ねこんな金額がかかるというのが決まってから出しますと言ってますので、松木議員がおっしゃるように、それを出して、松木議員、全部できるんですか。これからこんなものを作っていくという計画のなかで、出せ出せと言われてますけども、出してそれ、どうするんですか。また、多気民報に載せるんですか。違うですやろ。協議の中でやって、あらかじめ形がまとまったら、あの、お互いに協議するならそれはいいんですけども、こういう形で出してしまうと駄目ですということを言ってるんです。話を聞いてからにしてください。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） 町長、私の質問にちゃんと答えてください。私に質問するのは、あの、ルール違反ですよ。ちゃんと答えてください。小学校の財政的な見通し、いつまでにどうやって立てるのか、この期限について示してください。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） 先ほど言いましたように、教育委員会で相可小学校のところにやるか、もしかしたら違うところになるかという話を私、答えました。これ、聞いて、聞いていただいとらんのですか。ちゃんと、これから小学校もあらかじめどこでやるか、どんな形になるか決まってきたら出しますということ言ってます。話の中で、松木議員はどうされるんですかと言いましたけど

も、あの改めて反問権で言えと言われたらまた言いますけども、今の形で、あらかた形が決まってきたら出しますと言ってますので、そのへんをご理解ください。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） そもそも全員協議会で財政的な見通しを示すということになったいきさつについて、私もあのそのメンバーの1人ではありますが、教育民生常任委員会で教育委員会からの報告をうけて、一体小学校はどうなるんだろうということについて、やはり財政的にも大変じゃないかというような意見が出されまして、これは財政的な見通しを当局に示してもらう必要があるだろうということで、当局の方に要請をして、その結果、委員会だけの対応ではなくて、全員協議会であの、示す必要、示した方が妥当であろうという判断で全員協議会での事項にあげられたというふうに経過としては認識をしております。こういった常任委員会での議論や当局との担当部局との折衝などの一連の作業を、町長の一人の判断で、その何も説明をしないというふうな対応というのは、今後改める必要があるということを強く指摘して、次の質問に移りたいと思いますが、議長よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい、よろしいです。

○5番（松木 豊年） 多気地域の保育園や小学校の統合についての意見はさまざまであります。反対意見やもちろん賛成意見もあります。疑問や不安に思うさまざまな意見に対して、町長はどのように対応するおつもりでございますか。基本的な考え方、見解について伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） ええ、これまでもお示しをさせていただいてますけども、学校や、学校であれば学校、それから保育園では保育園、まあ施設の、えっと保護者の皆さんの方へ運営状況を見て、新たな取り組める行政サービスをこれから早め早めに意見聞き取りをやりながら進めて参ります。これが基本方

針。

○議長（坂井 信久） はい、よろしいです。

○5番（松木 豊年） 私が質問いたしましたのは、反対意見や疑問不安に思う意見に対してどのように対応されるのか、その基本的な姿勢や考え方、このことを尋ねているわけですから、的確に簡潔にお答えください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今申しあげたとおりでありまして、関係者、保護者、それから関係者っていうのは保育園の園長、それから保育士、この辺の意見を聞きながら反対意見も聞きます。皆さんの意見を聞きながら進めていくということを申しあげました。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは具体的にお伺いします。町長は、佐奈保育園の有志の方が、保護者アンケートをとり、とってその内容について、をもとに町長に申し入れをして説明会の再開を、もう再びやってもらいたいというようなことも含めた要望をされたというふうに聞いております。新聞報道では、この川辺さんの説明会の再開に、をしてもらいたいという要望に対して町民の方からの意見として、参考にし、新園、新しい園ですね、建設にあたっていきいたいというふうに回答したというふうに報道されております。その申し入れ、要請の時にこの保護者の皆さんのアンケートのコピーも全文添付されて要請があったというふうに承知しておりますが、町長はこれらの保護者アンケート、佐奈保育園の保護者のアンケートの皆さんの中身について渡されていると思いますが、どのような中身だったか、ご自分でご覧になって、或いはその中身をどういうふうに参考にしようというふうに思われたのか、説明をしてください。

○議長（坂井 信久） はい、久保町長。

○町長（久保 行男） 計画を進めるのに、多くの皆さんの意見は大切であります。その中の多くの皆さんの意見の中を集約しながら、新しい園の計画に反映していきますので、個々、個々人の全部一人ひとり含めるとかなりのものになりますので、全体の意見を聞きながらということになります。よろしいですか。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私が申しましたのはそういったアンケートを渡された中身についてお目を通しをされたかどうかということと、その中身についてどういうふうにお考えになったかという感想も含めたその見解をお尋ねしているわけです。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） 先ほど申し上げたように、個々人のやつは色々あの、意見があります。それらをまとめてこれから施設の計画に反映していくということを申し上げました。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） いえいえ、あの、質問の趣旨が分かっていない。あの、川辺さんにどう答えたかではなくて、そのアンケートの中身も手渡されましたよね。それをご覧になってどう思ったかっていうことを伺っているわけです。

○議長（坂井 信久） はい、久保町長。

○町長（久保 行男） それを先ほど申し上げました。

○議長（坂井 信久） はい、松木議員。

○5番（松木 豊年） 私もですね、その川辺さんからアンケートを、回収されたアンケートの全部をコピーしていただきました。拝見しますと、これは新聞でも報道されておりますが、60人の保護者を対象に実施して回収したんですが、反対の方が16人、これは統合に反対ですね。で、統合に賛成は14人。ど

ちらでもないという方が3人だったそうであります。ちょっとその中身を紹介したいと思います。

これは反対意見ですね。小学校の統合も正直反対です。保護者の意見も確認せず、進めていくことが残念です。統合することで、むしろ多気町の人口が減ってしまいませんかというように書かれております。本当に突然の説明会でした。しかも、既に決定事項ということでびっくりした。小学校統合についてアンケートなどはあったような話も聞きましたが、保育園の統合という話はこの説明会まで全く知らなかった。前回の町長さんの話を聞く限りでは、例えば送迎時の車の混雑のことなど、保育園のことをよく分かっていらっしやらないのかなと思った。2人目の子どもを考えていますので、正直、このまま統合が進み、2人目の子を保育園に通わせることになる状況になれば、ゆたか園にしようかなと考えています。小学校の統合はアンケートをとったのになぜ保育園はアンケートをとらなかったのか。説明会では、町長ははぐらかすような話ばかりで、何も明確な返答がなかったのも、再度きちんと説明会をしていただきたいと思います。以上が反対意見の中に寄せられている、これまでのその経過についてのご意見です。

賛成意見もございます。今回の保育園統合のお話は唐突で驚きました。町の将来を決めることなのでもう少し町民に事前に意見を聞いたり、議会で話し合ったりしてほしいです。それ、賛成意見ですよ、統合のね。さらに、賛成意見ですが、保育園統合の進め方は問題があると思います。住民の意見無視で工事を進めて行くように思われます。今回の説明会に参加させていただいた際、久保町長が独裁者のように見えました。質問や意見などの応答の仕方が、まさに質疑できなくなる、なくなるような仕方で行っているというふうに感じました。というような辛辣なご意見が寄せられているわけであります。

さらに、多気町が行った保護者アンケートの中身についても、これはもうすでに公開されている中身で、全員協議会でもその資料で配られましたので、皆さんご存知だと思います。この中にも保護者への説明のあり方などについて批

判的な声が寄せられております。もちろん、保育園についての内容的な要望なども多数寄せられております。時間の関係上、このことの紹介はごく一部だけに留めたいと思いますが、説明会の前にアンケートをとるべきではなかったでしょうか。

小学校統合させるためには、まず保育園をと急いでいて、子育てしている私たちを無視した形になっているように感じます。統合ということよりもっと寄り添い、子育てのサポートを受けたいです。そもそも園の統合が決定事項なのがおかしい。小学校の統合が決まっていないのでは、いないので、保育園では多気地域全員一緒、小学校になったら別々もおかしな話。事業に対する十分な説明がされないままの、保護者説明会。説明会の急な連絡や質疑応答の時間の短さや応答の曖昧さ、子どもの転園に関する役場の考え方など、不信感しか感じられなかった。今後この事業を進めていく上で、どのように地域や保護者の理解を得た上で進めていくのか、こういう、これは町が行ったアンケートであります。こういった様々な意見が寄せられておりますが、改めて伺います。町長はこうしたこれらの意見を十把一絡げ的に無視して進めようとするのか、丁寧に応じていくのか、改めて伺います。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員は保育園統合に反対なので、反対意見を中心にずらずら述べられました。5月の24日に、22日と言われましたが、5月の24日に全員協議会が、この時も松木議員一人反対をされました。保育園の統合については、平成29年から議員の方々からも、これからの保育の運営については統合すべきだというご意見をいただいております。議員のおっしゃっていただいたこの多気民報の中にも、松木議員の方からこういう形を延長やったらどうや病児保育をやったらどうや、時間外をやったらどうや、これやろうとしたら、今の4つの園、今は3つになってますけども、できません。多気町の保育園は、外城田保育園が少子化のために休園から廃園になりました。こういう状態で、まだまだ子どもの数が減少するかもわからん段階で、今議員おっしゃっ

ていただいた統合しない、おれは反対やというのをやっていくっていうか、それをやってしまうと、逆に私は私勝手に進めるんではありません。皆さんと協議をしながら議会の皆さん協議をしながら進めていきます。その辺をこれまでの経過、もう平成29年からこんな話出てますので、その辺を議員の方もよく振り返ってみて、みていただいて、どうすべきなのか。質問していただければ、もっとありがたいかなと思います。今のままですと、今そこでつらつら述べられたのは、大半が反対。また、賛成の中でも、あのいかななものかという形で述べられております。もう少し前向きにお互いにいければいいかと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私は町長が今進められようとしている統合について、反対の意見も多数あるので、こうした人達の意見をどのように扱おうとしているのか、このことを問うてるわけです。私はあの機械的に反対をしているわけではありません。さまざまな意見をしっかり汲み取って進めていくのが、行政の基本的な進め方ではありませんか。しかも、先ほど紹介しましたがけれども、この保育園の統合に関わっては反対意見や疑問に思う意見っていうのは、少数意見では決してありません。議会運営や、あ、失礼。町政運営では、少数の意見も尊重して多様な意見を汲み取って進めていく、これは基本的な在り方だと思いますが、見てきたように反対意見については、少数意見の域を遥かに超えているのではないのでしょうか。改めてこうした意見に耳を傾けて物事を進めていく、そして先ほど申し上げましたように、財政的な見通しも含めて、町民の皆さんに税金で賄うわけですから、これらも含めて町民の皆さんにオープンにお示しして判断を仰ぐ。こうした潔い姿勢が求められているんだろうと思います。

議長、次の質問に移ってよろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい、お願いいたします。まあ、時間も切迫しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番（松木 豊年） 合併特例債について質問をさせていただきます、させていただきます。合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として借り入れることができる地方債で、事業費の95%まで借入でき、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって補填される為、一般的には有利な財源だと言われています。改めて町長もこの合併特例債を活用することについては強調しておられます。その理由を改めて伺います。簡潔にお答え願います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 合併特例債につきましても、全協でも、また、遡ってみますと平成29年から合併特例債を活用しますと言っております。これは、議員もおっしゃっていただいたように、合併特例債が非常に効率的に、これは合併したことにした市町に対して、国の方から財政支援をしていこう、あげようということで、これを活用していかない方法はないと思います。これが令和7年で、7年度で切れます。ですから、令和7年度に間に合うように進めていこうということで、これまで何度も申し上げております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 令和7年度に切れるので、それまでに保育園を、の統合の事業を完了させるということで、おしりが決まっているので急いでいるという、こういう事情は非常によくわかります。そして、借入については非常に有利な条件であるということも申し上げましたとおりであります。合併特例債を活用した統合保育園の試算を当局の方から頂戴いたしました。試算がどれくらいになっているかについて頂戴をしました。この試算を拝見しますと、元金が10億1960万円であります。で、利子が1億8628万円余りで、合計12億588万円を30年で償還する、返済するという中身であります。この返済額のう

ち、8億4411万円余りが国が交付税で措置をしてくれるということですので、まあ返済の肩代わりを8億余りを国がやってくれるということになると思います。もうちょっと単純に数字を、あの、単純化していえば、約12億円の借金をして30年かけて返済するんだけど、返済額の8億4000万余りは国が肩代わりしてくれると、こんな有利な条件で借金ができるわけですから、この令和7年がもう決まっているわけですので、これを使わない手はないと。この話はよく分かります。よく分かります。

しかし、冷静に考えてみてください。有利な条件で借金をしても、その使い道が本当に町民の皆さんのために役に立つような中身であれば大歓迎ですけれども、今まで述べてきたように、大きな疑問や反対意見もたくさんある中での事業であります。したがって、この合併特例債を保育園の統合事業に、その、つぎ込んで借金をするということについて、改めて原点に戻って見直してみる必要があるのではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員、おっしゃられるように、統合した施設で使うのがいい、あの、私の、私どもの中ではこれが一番ベターやと、それは議員もおっしゃっていただいた。延長にしても病弱人にしても、それからあの未満児にしても、こういったことを保育士の、あの、担当者の人件費についても、これらを統合してやった方がいいという形で今計画をしています。で、今、議員おっしゃっていただいたように、じゃあ、その合併特例債残っているお金を全部何でも使えるかという、そうではないと思います。一番有利な形で一番使いやすい形に使うのが我々行政サイドでありまして、そいで、議会の皆さんに提案をしてよければ議決をいただくと。その合併特例債が延長保育や未満児保育やそんなにも全部与えられる、他の物に細かい人件費も当てられるというのならいいかもわかりませんが、しかしいっぱい問題が残ります。そのまま見過ごしてしまうと。じゃあ、子どもの数が減ってきて、津田の保育園ももっと子ど

もが少なくなって、違う保育園に行かなければならない。佐奈も減ってきて、相可へ例えば来なければならぬ。それが、15年後になってきた。保育園は補助金がありません。あまり有利でない起債はあるかも分かりませんが。そういう形のなった時に、その時に、執行部含め議会は何やとったんやということを防ぐために、今、計画を、人口減に対して、少子化に対してやっていこうと。これが、昨日今日計画したのなら別ですけど、平成29年から議会の方からも今言いましたように、こういう意見はどう、こういう形でやったらどうという声が出ている中で、それをまだまだほっとくということは、これは行政の怠慢にもなるかと思えます。ですから進めていこうということです。

○議長（坂井 信久） はい、松木議員。

あの、一つ申し上げますが、後4問ほど質問も残っておりますので、最後まで出来るように調整をうまくお願いします。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 合併特例債の活用について、改めて見直す必要があるのではないかと申し上げて、町長の見解を伺いましたけれども、今の答えは見直すつもりはないということであります。ただ、あの保育園の統合を、にあたって、要望、アンケートの要望をいっぱい出されております。その延長保育だとか、病児保育だとか今充分に出来ていないことをもっと豊かにやっていこうと、サービスを広げようということについては前向きな考えであるということによく分かります。しかし、そういったサービスの拡充は必ずしも保育園を統合しなくても、今の保育園でも検討すれば充分可能なサービスあると思えます。その主要な肝はですね、やはり保育士さんの配置を厚くする。こうしたことで保育のサービスの質を高めていくということに繋がると思えます。このことは、保育士さんの、保育士さんの配置などについて合併特例債の活用というのは、静かにしてください。活用というのは、もちろん無理なことはあれです、あの分かっておりますが、その保育園の統合全体の合併特例債以外の財源も何をどういうふうに活用するのか、そういった財源もサービスの向

上については今の保育園にも活用すれば充分可能なものもあるはずです。そういった多面的な検討を今の時点で改めて強く多面的な検討を行うことを強く要望、求めたいと思います。

そして、次の質問に移りますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） はい、お願いします。

○5番（松木 豊年） 今まで、あの、反対の意見の方との意見をどうするかと
かっていうのについても伺ってきましたけれども、改めて問いますけれども、
町民や保護者との合意づくりをどういうふうにするのか。令和4年11月7日の
全員協議会で議会に保育園の統合を行うということを報告されましたけれど
も、平成26年から小学校の統合も検討してきたが、今まで2回とも時期尚早と
なった。尚早となった。学校統合は令和10年を目処に、まずは保育園統合をめ
ざすということで幹部会で決定したとの説明でありました。この中には、この
決定の中には、町民の皆さんとの、或いは保護者との意見交換や合意作りとい
うのがほとんど反映された、ていないのではないのでしょうか。このことが充分
にやられていないということを感じて、これからもことにあたっていただく
ことを強く求めたいと思います。町議会でも、学校の統合について京都府の与
謝野町、岐阜県の白川町の視察研修を行ないました。与謝野町ではどのような
教育を進めるかについて、教育長を中心にじっくり時間をかけて議論を進めら
れたというふうに伺いました。そのために教育長を県の方にお願いをして、招
聘をして、教育長の任意にあたってもらったということも伺っております。ま
た、白川町では小学校の統合で地域のコミュニティがどのように変化するの
か、このことを大きなテーマに、慎重な議論を、議論と検討を重ね、重ねてこ
られたということを感じました。大きな事業を進めるには時間が必要でありま
す。焦ってやらないで、町民の皆さんの意見をしっかり聞いて進めていくこと
を強く求めたいと思います。

そして最後の質問の、に移りますが、よろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） はい、お願いします。

○5番（松木 豊年） この2つの事業が、多気町の少子化対策にどのような効果をもたらすと考えているのか、改めて説明をしてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） はい。これも、これまで議会の中でもう何度も説明をしてきました。小学校については子どもの数が減少しておりますので、クラス替えができない、友達の集団、集団的な行動ができない、こういう学校が多くありますので、統合していこうと。まあ、全体に概略的に言いますと、そんなところですよ。

保育園も同じです。集団保育はできない。子どものニーズにあった保育はできないので、一つにやっっていこうということで焦らずに慌てずに、ということでもありますけれども、小学校は平成26年から議員おっしゃっていただいた。保育園をもう既に平成29年から統合したらどうやっていう意見がくどいようですけども、私の方言わさしていただきます。話をしております。今日明日に始まったことではありません。小学校についても約7割の人は統合するべきだという声が出てるんです。それらも含めて、ちょっと小学校については時間的にずれるかも分かりませんが、保育園はこういう形で進めていきたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） 7割の方が小学校の統合に賛成しているということについては、ちょっとその根拠がよくわかりませんが、それでは逆に聞いてみたい気持ちがありますが、保育園の統合についてはどれぐらいの人が賛成しているのか、これも、あの、また聞いてみたいと思いますが、時間がありませんので1つだけ紹介しておきたいと思います。大きな建物になって、統合して、大きな校舎や園舎が出来て、そして大きなものができるけれども子どもさんが少なくて減り続けるというような事態があってはならないと思います。ですので、こうした大きなものを作るよりも、今の子育て支援策を拡充して、きめ細かい

支援を一層強めることこそ求められているのではないのでしょうか。これも町のアンケートに答えてくれている方のご意見ですが、人数が減ってきたから統合も仕方がないとは思いますが、その前にもっと少子化対策に力を入れてほしいと思います。近隣では給食費が無料だったり、同時に保育園に通っていなくても保育料が第2子半額などになったり、産後に使えるサービスが充実していたり、出生1か月後の健診費用が無料と、羨ましいと思うサービスを提供している市町村もあるので、もっともっと近隣市町村に負けないように力をいれてもらいたいです。統合は仕方がないと思うけれども、その前にもっとやってもらいたい、これが本音の、あの、気持ちではないのでしょうか。学校給食費も年間6000万円あれば小学校・中学校無償にできますし、高校を卒業するまでの医療費の無料化など、こうした子育てに必要なその負担を減らしていく町政を進めていくことを強く求めたいと思います。

次の2項目目の質問によろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 許可します。

○5番（松木 豊年） 2つ目の質問です。2012年の京都市の、あ、失礼、京都の亀岡市で小学生が、等が負傷する事故を受けて、文科省や国交省、警察庁が合同で通学路等の交通安全対策を強めてきています。多気町でも教育委員会、建設課、総務課、代表校長、PTA代表、松阪警察署、松阪建設事務所、国交省の紀勢国道事務所で構成される多気町通学路安全推進会議を設置して、これまで交通安全対策に関わってこられたと思います。

以下、質問いたします。

この推進会議を推進する際に、あの、運営する際に、特に多気町として重視している内容はどんな内容ですか。お聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。ええ、多気町通学路安全推進会議につきましてですね。議員おっしゃられたとお

りですね、児童生徒が安心して通学できるようにですね、通学路の安全確保を図るため、関係機関ですね、それぞれ国・県、それから警察等が連携してですね、取り組むことを重視をしております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 会議で通学路の交通安全プログラムっていうのを作って、毎年度、あの、それをもとに見直しをして進めておられると思います。特に事務局の役割を教育課の方で担っておられるというふうに聞いておりますが、事務局としてその先ほどの質問の、繰り返しの中身にもなりますが、留意している点、特にですね、多気町単独で進めるものでない道路管理者とかですね、警察が関わる交通安全の問題とか、或いはその建設事務所が関わる問題とか多岐にわたって、あのところってのは思うようにいかないものがあるかなと思うんですが、その辺でこう留意していることとか、ご苦労されている中身等についてご説明ください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） あの、教育委員会としましてはですね、あくまでその通学路の安心・安全確保ということを重視しておりますので、その一堂に会しまして、先日もありましたが、学校長、それから各関係機関の代表が来ておりますので、その場で生のですね、学校の声をそういう機関に届ける。それからその場でご回答いただけることはですね、各関係機関からいただいて、その後、その場でできない部分についてうまく調整ができるようにですね、現場等見ましてですね、より良い、まあ通学路の安全確保ということを確認できるように次の年度につなげていくというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、交通安全プログラムの中で取り組み方針として通学路安全確保のためのPDCAサイクルというのが、図解されて示されております。この中には、合同点検の実施・対策の検討などがあの図解で示されておりますけれども、特にその安全性がどうなっているかなどについては、現場での関係者の合同点検とかが非常に有効だと思いますが、これらの実施状況っていうのは、毎年平均してその合同点検がどれくらい行われているんですか、過去。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

逵教育課長。

○教育課長（逵 武彦） コロナの、コロナ関係がございましてですね、この4年程はですね、一堂に会してっていうようなことはやっておりません。それ以前は、現場で各関係機関が寄ってですね、学校関係者、地元の者寄ってですね、点検も行っていました。今、今年のことを例に挙げますと、今現在ですね、PTA、学校から、学校の方でまあ、地元等から要望があがりまして、それを教育委員会と学校の方で一旦確認をさせていただいて、会議の場に提案をさせていただいて、今からはですね、各関係機関と学校、それから教育委員会が現場の確認等を行っていく予定でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、勢和大橋のことについて伺います。5月の27日に町民と議会との意見交換会で、この勢和大橋のことについて、子ども達にとって大変危険であるため、拡幅工事をという要望が出されて、議会としてはこれは議会で答えるべきものではないので、当局の方にこういう要望が出されたということでお示しをして、当局の方から回答をもらって、公開するということになっております。その回答はですね、毎年県へ歩道の要望を行っている、今後も県へ強く要望していきますという、これ、建設課からの回答でありまし

た。この中身について県への要望、どんなふうに応じたのか。その結果、県はどのような対応をとっているのかについて説明してください。ちなみに、この勢和大橋については、多気町の通学路交通安全プログラムの令和4年度のプログラムでは、21か所のうちの中に入っておりまして、歩道のカラー舗装化を平成28年度に実施したということにとどまっております。だいぶ時間も経過しておりますので、劣化とかペンキが剥げたりだとかっていう状況も現場ではあると思います。こういったことも含めてお答えください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 松木議員の、あの、質問にお答えさせていただきます。まず、県の要望内容についてなんですけども、毎年7月から8月頃に県要望の聞取りがありまして、要望内容の現地確認と、後、現況写真を添付し、県道の改修・維持修繕、県河川の浚渫・改良に分けて県へ提出しています。今年度は、8月の29日に県道及び県河川の聞取りがありました。今回の勢和大橋の橋梁改修要望としまして、小学校、あ、小中学校の通学路であるの、あるが、道幅が狭く交通量も多いため改修をお願いしたいという内容になっております。基本は、通学路の安全確保のためという事で、地元要望が提出されると必ず県へ要望しております。

それと、続きまして県の対応につきましてなんですけども、現在は勢和大橋に対しては、計画はございません。通学路推進会議や県要望でも提出がありますので、今後については、交通の注意喚起等を図る協議を多気町中心に関係機関と協議の場を作っていただきたい、いきたいと考えています、と伺っておりますそれと、えっと、グリーンベルトの話なんですけども、グリーンベルトにつきましては、保全課からちょっと話がございまして、細いグリーンベルト、一番最初にグリーンベルトをしたのが平成24年以前ぐらいではないかと。で、またその後で地元要望、まあ区長さんの要望がありまして、当然、町を通して要望しておりまして、平成30年に今の現状の太いグリーンベルトに引き直し

ております。ということで、ちょっと資料は残ってございませんけども、あの、そういう回答はいただいております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） えっと、県に要望されたのは、えっと、交通安全の会議を経てのことですか、それとも建設課として単独で要望されたのか、ちょっとその辺聞き漏らしたので、もう一度お願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 県の要望につきましては、毎年11月に町単要望ということで各字から要望がございます。で、その中に県要望ないし、国要望とか出てきますので、それをもって私ども建設課が県に対して要望を行っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、地元の方はですね、勢和大橋は道幅が狭く、交通量が多く、スピードを出して走り抜けていく車も多いです。特に、朝は通勤時間帯とも重なり、グリーンベルト内に入り、子どもたちの横すれすれのところを通っていく車もあり、大変危険な状態です。これは、勢和大橋の子どもさん、小学生が通学する時に橋を渡るときの保護者の方が見守りをしておられますけれども、それをまあ、サポート、一緒にお手伝いするボランティアさんを募集している、その、お願いの分には書かれている今の勢和大橋の危険度、危険さを書いてくれてる中身であります。ここでは、あの通学時間帯、朝の時間帯のことを書かれていますけれども、下校時間帯はですね、対向車線対向車が朝は前から来るんですけれども、帰りは後ろから来ることになりますから、子ど

もさん、後ろに目がありませんので、注意力とかもまあ下校時間ですから、朝の登校時間よりはちょっと散漫になっていたり、集団も少しく、ばらけているような状況だとか、保護者の皆さんの付き添いの人数も少なかったりで、逆に下校の時間の時の方が危ないのではないかという先生方のご指摘もございませう。従って、これ、根本的なその安全対策をどうしたらいいかについて、特にその安全性ですね、或るいは交通量がどれくらい変化してるのか、やはり具体的な調査などもして、安全対策が進められるように、特に具体的に交通安全プログラムの中に反映して実行できるようなことを強く求めたい、求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） ええ、質問にお答えをさせていただきます。あの、議員言われるようにですね、出来たらもう少し具体的になるように、今後はですね、ちょっと県の方とまあ警察も含めてですね、学校、それから地元要望を具体的な形として実現できるように少しずつでも進めたいと考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。ここで休憩をしたいと思います。10分間の休憩でございます。今、10時5分でございますので、10時15分から会議を再開いたします。

（ 10時05分 ）

（ 10時15分 ）

（9番 前川 勝 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、定刻になりましたので会議を再開しますけれ

ども、その前に先ほど町長の方から、反問権について言葉が出ましたので、その確認を致します。反問権につきましては、最終意思決定者である行政の町長並びに教育行政の責任者である教育長のみが反問権を行使できるということになっておりまして、かつ2回、回数は2回。それから、一般質問の時間からは除きますので、60分以外の時間で反問権を行使できると、こういうルールに多気町基本条例、議会基本条例になっておりますので、その点をご承知をいただきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） それでは、会議を始めます。2番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

前川議員。

○9番（前川 勝） それでは、私、一般質問に入らせていただきます。

先ほど、まあ、松木議員、しっかりされておりますので、まあだぶるところも必ずあるんですけども、あの町長にお答えいただきたいというふうに思います。私、2点の質問を一問一答方式でさせていただきます。1問目は、多気地域統合保育園建設及び統合小学校建設について、ということで、町長にお伺いしております。2問目に、多気町地域防災計画について、ということで町長、担当課長ということでお願いをしております。

ええ、それでは、1問目入ります。多気地域統合保育園建設及び統合小学校建設について。私、3月議会において統合される保育園の在り方及び課題について、と質問をしましたが、その時点では保育園建設費として造成工事費2億円、建設費15億円のアクションプログラム、昨年12月13日に基づくものでした。

それが、6月15日の全員協議会で示された統合保育園新築工事概算工事費では、造成費4億円、建設費30億400万円で総額は35億7580万円と概算とはいえ、倍の費用が必要との資料が、これは6月6日現在のものですが、出されました。

これまでに、多気中建設よりふるさと村及び動物園改築と大きな事業が重な

り、勢和振興事務所建設、多気地域統合小学校の新校舎建設、香肌奥伊勢ごみ処理施設建設など今後大きな事業がたくさん予定されております。そこで伺います。

1 番といたしまして、3月議会の一般質問の答弁に、統合保育園建設の必要性につき、町長の答えられた事は、保育園の運営状況、それから保育ニーズに答えるで、障がいであったり、未満児であったり、延長であったり、早朝であったり、幼児教育も含めと話されました。

財政的にも更に大きな資金が必要になるし、小学校統合もあります。それから、一番園児数の多い相可保育園は築16年と古くはありません。町長の語られた様々な保育ニーズに答える事や保育を充実するには、新しい園舎を建設しなければ確立出来ないのか、町長の見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員の時にもお答えをさせていただいたとおりであります。ええ、まず、保育ニーズは今多岐にわたっております。これは、あの、先ほど議員もおっしゃっていただいた未満児であったり、障がい児であったり、早朝であったり延長であったり、まあこういうのを、あの、一箇所のところで行って行く。あの、こういう形で取り組んでいこうということで、特例債につきましては、これも先ほどもくどいように申し上げておりますけれども、令和7年度で特例債の活用が切れますので、それにうまく間に合うようにということで、もう、かなり以前から計画は立てておりましたけれども、一応具体的にこれでいこうということになってまいりましたので、これまで全協等で議会の皆さんにもお示しをさせていただきました。ただ、金額につきましては、今議員もおっしゃっていただいたように、15億から35億なった。これはもう、誰も予想できない物価高騰によりまして、大きく変わっております。これはあの、勢和振興事務所も一年ずらしましたけども、これも物価高騰がずっと上がっておりますので、1年ずらしてみよかということになりましたけども、あまり

落ち着くところはなかって、今年度建設ということにしております。まあ、こういうことから、活用できるもの、それからこれからの見通しを考えて計画をすすめていきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） えっと、あの、まあ確かにこれまで何回もお話しされたわけですけども、その、今、相可保育園 180 人定員の保育園は 16 年経過しただけだと。それから佐奈保育園は 60 人定員のところで、ごめんなさい、120 人ですね。120 人定員のところで、まあこれは 33 年経過しているという状況のこともございませぬ。しかしながら、だから私が今町長にお伺いしたい、まああのそれで町長は答えられたっていうふうに思っているかと思うんですけども、新しい園舎を建設しなければ、町長のさまざまなおっしゃる保育ニーズに答えることが確立できないのか、なぜできないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 多分、議員のおっしゃってみえる主なところは部分的にやったらどうやということ、これは以前もちょっとそのようなことを僕、聞かせていただいた。多分、その辺にあるのかなあと思います。ただ、今やらなければ、特例債を活用というのが間に合いません。ただ、あの、これから計画をしております小学校につきましては、計画のなかで、もしかしたら、そういう部分的に、部分的についていきますか、一時的に暫定統合というのをあるかもわかりませぬけれども、これは私が今申し上げるものではありません。ただ小学校、あ、保育所につきましては、今やらなければまた、松木議員の時に申し上げましたけれども、例えば津田を、例えば佐奈を、休園または廃園になって、これ遅いので、今から 10 年、5 年後にやっぱりやらなあかんとなった時に、全額町費でやらなければならんということにもなりますので、今、今確かに、

あの、前川議員の前の議員さんもおっしゃって見えましたが、今多気町では未満児の子への支援、それから家庭保育への支援、それから保育所の無償化、多気町はよその町にないぐらい、いろんな今支援をさせてもらってます。ただ、現場サイドの保育士のそこへ充てる人数が今、正職員の倍ぐらい、会計年度任用職員、臨時職員で充てているんです。これ今、またそんなことをやってしまうと、更にまたニーズにあわせるようにせいということになると大変なことになりますので、1つにまとめて、給食もその、あの、自園方式になりますので、そこで給食も給食センターして扱うことはいらなくなります。全体的に考えて、統合しなければということで、議員おっしゃっていただいた平成16年やったかな。相可ができたのは。あ、ちゃうちゃう、18年。18年、ちょうど自分が議員の時やったと思います。あの、ちょっと時間的には短いんですけども、ちょっと気になるんですけども、それでも今一緒にやらなければというところにもって、今おります。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） あの、まあ、くどいようですけども、新しい園舎にしないと、箱物にしないとできないと、いろんなニーズに応えることができないという答えが、町長から私のこの耳にはなかなかちょっと届かない。あの、抽象的には分かるんですけども、あの今、あの、町長もおっしゃってもらったけど、合併特例債を、例えば例えばの話でいいかとは思うんですけども、提案として相可保育園の増築、佐奈保育園の改築増築を含め、使うことによって保育園を10年、15年先に統合するというようなことも1つの案として。と言いますのは、それはなぜなのかといいますのは、そこまでいくと多気町の少子化を見極めることが私は可能だと思うんです。まだ今、過渡期的にどんどんあの、相可台は増えておりますけども、今後10年、15年であの、多気町の子どもたちのその保育園の入ってくれる子どもたちが確実に固まってくることも考えられ

るし、という部分を含めて、お話しするところです。

それから、合併特例債、まあ有利な借金ということで、それももう、あの先ほどいろいろ話もあったわけですが、いずれにしても合併特例債はやっぱり特例債、借金であるという私は理解をしとるといえるか、そういう思いであります。まあ、30年間で返済、国が交付税でしていってくれる、ただ、多気町も当然ながら合併特例債のうちの話もありましたけども、3億6000万は多気町の単費で持つ必要があるわけだし、あの、基本的に30年間、まあ前借りするといえるか、その分を、は国が返してくれるからいいんだけども、結局借金である。しかも、今国は1000兆円を超える借金が、あの、あるわけだし、今後国がどうなるかも変な話分からない、と私は、あの、常々思ってるんですけども、それは仮定の話ですけど。まあ、そういう意味において、合併特例債を必ずや使わなければならないということはないのではないかなと。それで、合併特例債は今の改築であったり、に使う。それから、他の後7年まであるから様々な事業にも使える部分もある。それから、もう一つ言うなれば、小学校の統合建設がまあ、今のところ10年開校というふうなことでまあ、延びるかもっていうようなことで、町長もおっしゃってますけど、私はもう合併特例債で、例えば先に体育館だけもう作っておく。プールだけ作っておくなんという、なんていう使い方も可能ではないのかなと。土地の購入も可能ですけど、土地の購入はまあただ、翌年にそれなりの建設のことをしなきゃいかんので、ちょっと時間的に大変なのかなっていうふうに思うわけですが、合併特例債は様々な今後まあ使い道もあるので、この保育園、保育園が絶対に新しい園舎を建てなきゃいかんということがあれば、それはそれでいいんですけども、あの、まだそこへ至っていない状況もあるのではないかと思います、町長いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 部分的にやったらどうやということではありますが、それはもう先ほど答えたとおりであります。今から10年か15年後に子どもの数を

見極めて、それから取り組むんやと。今までずっと日本の国の子どもの推移、これから先も今、あの人口減で推計だしてますけども、増える要素があるとか、この町でそういう見込みがあるなら、それは、もしかしたらそんなんある、あるかもわかりませんが、今、松木議員の時にもお答えを申し上げたんですけども、様々なニーズを1つのところでやらなければ、例えば佐奈へ延長やら未満児やら、それから障害児やらそんなんを持ってくとか、津田に持ってくとか、そんなことはできません。それやろうとすると、また人を充てなければならん。それをやっぱり、あの、お互いに我々も議員の皆さんも考えてもらわな、ただ思い、思いつきって言ったら叱られるかわかりませんが、今思ってることでそれでやろうとすると、後で大きな歪みがある。っていうのは、相可小学校は何年か前に、その、すみれ保育園と統合しました。その時にも統合しよかっていう声はあったんですけども、今、あのそれはもう今できませんけども、統合、部分統合やりましたので。小学校も同じですわ。佐奈小学校も今、この、このような子どもの数の減少で、当時はもっと簡単な形でやっといたらどうや。当時、私も、あの、その部署におったんです。でも大きな学校ができました。やはり、まあ将来見据えてやっていくのは我々行政の仕事で、それを議会の皆さんと一緒に共有しながらやっていこうというので、これ我々の方から提案してこんなことやっていきたい、お金もこんな形でやっていきたい。で。今、保育園を統合するについては財政的に大きな負担になりませんっていうことを説明しながら進めてますので、それでもだめやということになったら、これはもう議会の皆さんの全員の反対になると思う。

前川議員。松木議員はもう反対やと言われてましたんで、みんなの協議の中で最終的には結論が出ると思います。それが我々の方から議会提案をさせていただいて、それで議会側は議決という形になります。町政運営はそういう形で今進んでいきます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） えっと、まあ、確かに、あの、私は統合は、あの、反対ではない立場なんですけども、ただ、今、新しい園を1つ建てて統合するっていうことには反対の方向の気持ちを持っております。あの、相可小、相可保育園と佐奈小学校2つを存続させて、長期的に資金計画も含めて建てていく。子どもの少子化も含めて対応してみていく。合併特例債はそれなりに違う形の使い方もあの考えうる。これはもう当然、行政、皆さん優秀な方の手腕でもって可能ではないかなともいうふうに思います。まあ、これ、後の学校統合と、あ、小学校統合と絡んでいくんですけども、要は財政計画、今も町長ご自身もおっしゃいましたけど、保育園を統合する、統合建設にあたっては財政的にまあ破綻というか、悪くはならない、やれるんだというお話ですけども、小学校、香肌奥伊勢のこととか、どんどん大きな事業が続く中で、小学校は奇しくもちよっとは延びるかもっていうお話もされました。また、小学校は小学校の後どころでお話もさせていただきたいですけども、そういう形で保育園をやることを立ち止まることによって、様々な相可保育園、佐奈保育園に2つで様々な保育ニーズに応えられる今の8億、35億で8億引くと27億ですか。28億位は単費、ないしは他のものでいれなきゃいかん。その金を子どもたちのために、保育ニーズ、それから保育士さんの処遇改善・待遇改善だったり、そういうものに使っていける。そのことによって、後々の財政計画も町長のおっしゃるまあ、意味において、長期的に考えれば、もっとうまく運べるのではないかなというふうに、私は考えます。もうこのことをまあ町長に伺っても、何べんも答えはもう、答弁。ほんなら、町長。

○議長（坂井 信久） はい、久保町長。

○町長（久保 行男） もう何べんも言うようなことですけども、あの、いろんな議論なり、今、前川議員おっしゃっていただいた保育士さんのこととか、いろんなこと言われましたけど、それらをまとめて、一緒に進めていこうと。じゃあ、具体的に今、あの、何をやるんですかということにはなかなか多分、前

川議員の口からは出ぬくいかと思うんですけども、今、大半のことは子育て、少子化対策については、町は、多気町は取り組んできております。で、その中でこれからの子どもたちのために1つにして、そういったニーズを一緒にこれからやっ払いこうと、今、あの全部の園で出来ていないんです。それを1つにやっ払いこうと。で、今議員おっしゃっていただいた、じゃあ、あの、外城田の子は今佐奈行つとるんかな。津田の子は佐奈へ行きます。暫定的に。で、保育園は建設しませんと。じゃあ、その、あの特例債、何にあてるんやと。なかなか人件費やそんなには難しいと思います。で、くどいようですけど、今から、あの、令和7年度以降の10年か15年ぐらいに使おうと思っても全部一般財源でやらなならんで、それが町としてできますかと。君ら何やっつとったんやっ払いこうと、それを避けるために皆さんと今議論しとるん。はい。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ、あの、合併特例債っていう部分においては、まあ、あの、私はもう、あくまでも借金だという考えのもとに、まあおりますので、町長、前、前の3月の時は町民1人あたり10万円ほどかかるものを合併特例債で、まあ賄えるんだというお話もされましたけども、あくまでも、私は合併特例債は長期的な借金であるという理解をしております。あの確かに交付税で戻りますですけども、それはやっぱり、そういう私の中ではそのような思いで話をさせてもらっております。

あの、それと、まあ今言った私はまあ、提案させていただくことは、もう2回目申し上げますけど、相可保育園と佐奈保育園で充実させて、内容の充実をさせて、それに合併特例、建築費等は出ると思うので、その辺に使うことで、合併特例債を使わせていただくことも1つのあれだし、もう何べん言っても一緒なので、まあ、あのそういうふうに私は考えております。

次の質問へ移らさせていただきます。

よろしい、はい、どうぞ。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） あの、くどいようですが、合併特例債は借金って言われましたけど、国が破綻せん限り交付税で返ってきますので、我々は補助金扱いと考えております。

それから、あの、佐奈と津田を引っ付けて、あの、行政サービスを更にしていくと言われましたけども、限度があると思います。だから、1つにしていく。

じゃあ、その、あの、ニーズに、行政ニーズをもっと高めるって、何を高めるんか。もうかなりの部分をうちやっとするんです。ほいで、1つにしてやっていくということですので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） はい、前川議員。

○9番（前川 勝） 町長、今も発言いただいたけど、そのことをまた受けてやっとなると、ずっと延々と続きますので、次へ移りたいと思います。

2番目といたしまして、統合小学校建設については耐用年数、相可小築52年、一番生徒人数が多いこと、多いのことや複式学級問題やプールのことや通学バス等、解決をしなければならない問題が多くあります。財政計画的にも優先順位が高いと考えます。保育園建設が当初より大きな資金が必要となり、重要な小学校建設が財政計画上進めることができるのか危惧されますが、町長の見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

よろしいか。

久保町長。

○町長（久保 行男） これも前回の議員の時にも申し上げましたけども、これから教育委員会サイドで計画の中身を検討して、構想の中で固まってきましたらどんな形にするか含めて、議会の方へお示しをさせていただきます。

で、議員、おっしゃっていただいたように、大きなお金がかかりますので、暫定的にというこの前の質問の時にも答えさせていただきましたけども、検討しなければ、これはこれからの協議の中で進めていくということになります。

令和 10 年を統合目標にと申し上げておりましたが、まあ洪水浸水想定区域であったり、それから、通学の関係、まあ道の関係もありますけども、それであったり、それから今度面積的に広がると、もしかしたらもっと広い面積が必要になるかも分かりません。まあ、そんなことを検討しながら、これから具体的にお示しする段階が近いと思っております。その段階で改めて議員の皆さんに財政計画も含めてお示しをさせていただきます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、えっと今回、相可小学校に行ってみまして、写真を取ってきたわけですが、ええ、まずあの、2階の理科室ですね、東側、ずっと雨漏りしてます。これ、雨漏りの跡です。これは昨日今日始まったことではございません。ずっと以前からどうもあるようです。過去もう 10 年ぐらい前に一度クラックのなんかされたこともあるようです。こういう状況です。

それから築 52 年。町長は多気中学校の時に、鉄筋コンクリートは 50 年をまあ目途と、寿命、寿命というか、そういうことを再三お話されたかと思えます。既に 52 年です。しかもこれから、スムーズに行って 5 年ですから、57 年経ってくる。私、先ほど、言葉使いましたが、財政計画的にも優先順位はというのは、保育所は保育所で今話させてもらって、あまり小学校のことは出さなかったんですけども、ここで財政計画は保育所はやれますと町長、もう明言しておられます。でも小学校については、まあその財政計画は何もまあ、当然、町長のお話からすると、形もないもの、財政計画を示せませんっていうお話されまじけれども、やはり金はあるわけやもんで、それだったら優先順位的に鉄筋コンクリート 50 年という寿命のなかでこういう状況がある。それから、この、これも東側ですね、もうこれはもう全面的にあの、クラックが入ってますわ。それから、ここなんかもうひどいですね。これも東側、だから東側がだいたい東ですよ、あの、全部そういう形で相可保育園なっています。

それから、ええ、これ、ここは 2 階、2 階に 1 階から 2 階に上がる踊り場の

とこですけど、ここも雨漏りをしていると。これは、この間の台風、台風7号でしたか、そうですね、台風7号の時もあの、雨漏りがあったということで、この、あの本当にもうとにかく早く対応しなければ、その、この間の台風7号もパッドを雨漏りで受けてされているという状況にありました。だから、だから保育園のことをお話しして、小学校のことをとにかく進めないといけないかと。

それから、教室もあそこも、みんないっぱいいっぱいです。教室も不足でやってる。それはもう当然、皆様もご存知のまあ相可台からたくさんの子どもたちが通学されて小学校に行ってるので、そういう状況にあると思います。という部分を込めまして、築52年経っている状況下で、町長は今、延びるかも分からないというお話もされましたが、こういう状況を、まあご存知だったかどうかちょっとわからんですけども、踏まえた上でお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 前川議員、いいご質問いただきました。ありがとうございます。あの、覚えてみえるかどうかわかりませんが、平成29年にも前川議員は小学校についても保育園についても質問されております。その時も保育園は、あの、まあその後で全体を含めてどうなんやっこともよく検討してくれとは言われてますけども、保育園は統合すべきやと。小学校についても、これ平成29年の9月議会ですけども、同じように言われています。ところが、僕は平成26年に小学校は統合すべきだということで、1回目の旧多気町の小学校を全部回って、保護者とも協議をして、今、あの時は一番問題やったんは、何かといいますと、プールが毎年何百万というお金がかかったたので、もうプールと、プールと一緒に学校も統合すべきやと。もう、その時も学校も、あの、統合すべき時期に来てましたので。ところが保護者や地域の皆さんや、まあ全体的の意思統一がなかなかできやんだ。で、平成元年に入って再度、学校統合について提案もさせていただきました。で、令和3年にもう一度やって、統合

すべきやと。これは、ずっと我々の方から、私の方から提案をしてきた少子化を含めてやらなければならん、やらなければどうというのを出してきたけども、なかなか我々の説明が悪かったんか、なかなかうまく前向いて進みませんでした。で、今回統合すべきという答申をいただいて、これから進めていこうと。ただ、くどいようですけども、場所、場所的にどうやとか、それから、もしかしたら違うとこへいくかわからんっていうので、この段階で議員おっしゃっていただいた学校を前に持ってくる時間的余裕も非常に難しい。で、もう1つ、学校については補助金もありますので、これらも考えると先に保育所をすべきやということになりました。これは行政として進めていって、で、議会の皆さんとの合意を得て、これから建設に入っていくと。ただ、小学校と保育所と大きく違うのは、小学校はこれは義務です、義務教育。保育園は預けて、預かって要望があったら預かると、こういう施設でありますので、このへんに大きな違いがあると思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。あの、私は統合は反対はしておりません。賛成というか、賛成の立場の部分があります。ただ、どのような統合にするかはあの私的な話では町長とはお話をさせていただいたことはあるかなというふうに思うんですけども、あの、そのことについては統合は反対はしておりませんので。はい。それから、えっと、この多気中学校の時にもう一度申し上げますけど、50年が鉄筋コンクリートの寿命であると。まあ、一般的な話。そうであるというなかで、相可保育所がそういう状況、52年のこの先何年か先、何年先になるか分かんないですけども、そういう状況がありますが、そのことに対する町長、寿命という部分で、ほれから教室が狭くて、子どもたち結構手狭なところでやっていることも環境も含めてですね、これはやっぱりあの古い。相可保育園はまだ築16年。新しい一番大きな180人のところが、今も稼働するのに何ら雨漏りすることもなく動いている。相可小学校については雨漏りがあって、先生方

はパットへ受けて雨漏りの対応をしているという状況下のなかで、先に大きな財政的なお金使っちゃえば次、まああの今も言われた小学校は補助金があるということもおっしゃられたわけですがけれども、優先順位として小学校が先ではないかということが、私のあの、意見であります。

小学校統合建設に全力を挙げて傾注することがいいのではないかなというふうに思います。ええ、この築50年というこの寿命については、町長はどのよ
うに。多気中の時はもう、そうだからやらなければならないという話をよくさ
れたと思うんですけども、いかがですか。

○議長（坂井 信久） はい、久保町長。

○町長（久保 行男） 保育園も、相可保育園、築16年ですけども、先生方のご意見は聞かれたことがありますか。はい、あの、先生方の中にも非常にまあ、あの手狭なところがあって、非常に使い勝手も悪いんやと、まあ、こんなこともあるので、それはただ新しいので、これまあ、そればかり聞いとるわけにいきませんけども、ただ全体的な形で保育園については一番特例債を使えるのが令和7年までという使えるということです。

学校につきましては、先ほども言いましたように、今特例債を使うというのが、なかなか、あの、時間的に間に合いません。ですから、先に保育園をということで、まあ、あの初めの頃は相可小学校を後ろへずらすと相可保育園の部分に支障も出てくるのでっていう思いもあるけど、まあ全体の計画の中でこれから進めていきます。学校につきましても、今、計画・構想段階で、こういうものを作っていきたいっていうのが出てきましたら、また議会の皆さんにお示しをさせていただくということになります。

○9番（前川 勝） 築50年というのは。

○町長（久保 行男） 築50年というのは一応目安です。鉄筋で、僕らが勉強してきたときは、鉄筋は大体80年ぐらいはもつのはもちます。鉄筋コンクリートっていうのは。それから、それがピークで段々下がっていくと思います。強度は。ただ部分的に漏れがあったりするのは、ほれは接合部とか、そんなんは漏

れがあったりしますので、漏れたりはします。これ、住宅でも同じです。鉄筋の橋も大体橋梁も同じように令和、80 年を境に大体下がってくると思います。強度からいったら、大体 80 年、50 年でも、50 年、充分 80 年でも持ちます。でも、多気中の場合、ただ建物を建てる時とか物を作るときには状況もありますので、全部それに当てはまるということにはなりません。

○議長（坂井 信久） はい、前川議員。

○9 番（前川 勝） 今、多気中の時は、町長、それを力説されておっしゃってましたので、あの、形が変わると今の場合によっては違うんだというお話でした。まあ、私はもう築 50 年の寿命っていうのは町長の中では大きなものだろうなっていうふうに思っておった次第です。まあ是非ですね、あの優先順位的に私は相可小学校の状況、雨漏り、それから子どもたちの教室の満杯状況が非常に危惧するし、優先順位的に高いのではないのかなと。それから、今の言われた相可保育園は増築はすればなんとか乗り切れる状況かなというふうに思いますので。あ、もう町長。

○議長（坂井 信久） はい、久保町長。

○町長（久保 行男） 今前川議員、くどいように優先順位があると。優先順位は小学校が一番初めです。それは平成 26 年から小学校統合すべきやといってるんです。で、今の段階でやっと統合すべきという答申をいただいて、これから進めていこうとすると合併特例債の活用とかそんなのは間に合わないの、今使わしていただく保育所へ行くということですので、そのへんは誤解しないでいただきたいと。

○議長（坂井 信久） はい、前川議員。

○9 番（前川 勝） はい、もうあの、これもまた先ほどずっとやってると、もう終わりがないので、次へいきたいと思います。2 番目の多気町、多気町地域防災計画についてということで、8 月 14 日、台風 7 号が紀伊半島に上陸し、当町も 14 日午後 5 時より指定避難所 7 カ所開設され午後 8 時より警戒レベル 3 の高齢者等避難が発令されました。開設にあたり、職員の方々、徹夜での業務

大変ご苦勞様でございました。幸いにも大きな災害もなく去ってくれ、ありがたいことだったというふうに思います。

そこで、1番。令和5年3月改定防災マップで指定避難所、優先開設7か所が令和3年改訂地域防災計画で、防災会議令和4年3月承認では8か所で佐奈公民館が入っておりました。令和7年、あ、令和4年7月に県による河岸浸食想定と県の線引きに伴い削除されているわけですが、詳細説明を求めます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井一宜） はい、それではお答えさせていただきます。令和3年の水防法の改正を受けて、三重県では県管理河川の洪水浸水想定区域図を作成し、令和4年7月に、7月に公表しました。その資料を令和4年度改訂の多気町防災マップに反映させるところ、優先開設指定避難所である佐奈地区公民館が家屋倒壊等氾濫想定区域、いわゆる河岸浸食の区域内であることが判明しました。よって、優先開設指定避難所から除外し、BANKYO文化会館とする案を作成し、まず、令和5年1月開催の多気町防災会議に提案し、承認を受けたところでございます。以上の経緯によって優先開設指定避難所から佐奈地区公民館を削除した次第です。ただし、指定避難所としては残しておるところでございます。なお、令和5年2月12日の多気町の防災訓練におきまして、参加者に作成途中ではありましたが、防災マップの説明、それから3月16日には全員協議会で報告説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

はい、前川議員。

○9番（前川 勝） この前、県、これちょっと総務課長に尋ねよと思ったけども、私、調べたんでもう、時間もあれやもんで言います。県に確認したところですね、この河岸侵食想定ですね、河岸浸食はなんで今回線引きされたか。これ、あ、そやそや。国のあの、国の基準でですね、3点について。要は、川の

その深さですね。それから幅。それから、流れのこの角度っていうんか、流れのあれですね、この3点でもう一律に川がこうなると、曲がるとか関係なしに日本中その数値でぼんと決めたやつです。だから、これあの、そこの写真です。あの、もうご存知かと思うんやけど、あの、こっちからいうと右、右は公民館ですね。きちっと川、整備されとるんです。これ、これも公民館、保育所ですね。護岸整備、きちっとされとるんです。その話も県にもして、県の方も幸い私の近所の方であってですね、そんな話、それやったらおかしいやんかと。ほんなん一律にボンと決めたんでは、そこ地域、地域の危険な状況が把握されずに決まっていますやんかっていうお話はさせていただきました。まあ、国っていうんは、そういう一個一個この場所どうやって調べてやらんのはわからんではないですけど、それはだから地域に落としてですね、地域から意見も聴取したりして、きちんと定めるべきだなっていうふうに思います。河岸侵食もですね、この写真から見ると、この小学校、保育所、公民館部分より国道側の方が低いんです。5・6mは低いです、この右側ですね。公民館は上の書いてあるこの茶色い、あ、これ、あかんのか。要は、川より国道側方がだいぶ低いんです。だから、そこまで水は上がらんと国道42号線へだ一と水は流れる、そこまで来ればね。

それから、川のこの周りも全然あそこへぶつかる感じではございません。まあ、それは言ったところで、あの、そういう決まりの中で進めていったことではあるわけですけども、これはやはり、あの県といろいろ協議されてですね、そういう部分の線引き、まあ無理かなと思うけども、そういう現在、その危険では地域、線は引かれたけども、きちっとされたところであるということは、あの、お話をしておきたいなというふうに思います。今後まあ、様々なところでの話の中で、こういう状況っていうのは掴んでもらってですね、ここは危険じゃないっていうふうなことを総務課防災担当の方でですね、きちっと意見を出していってもらえればなど。

それからまあ、佐奈の方がBANKYOまで行く、まあ2問目なんですけど

も、BANKYO会館まで行くとなるとですね、ええ、状況によっては、長谷から五佐奈まで長い地区でございますので、たどり着くのにまあ無理があるのではないかと。高齢者避難等に関しては距離があるため、非常に難しくなると考えられる。佐奈地区のいずれかの字公民館を指定避難所として使用する等の対応が必要と考えますが、いかがですかということをお伺いしておりますが、もう1つですね。勢和地区のですね、ちょっとここへ付け加えるんですけど、勢和地区の波多瀬、三養、ここももう、あの状況によっては指定避難所へ行くのに辿り着けないと思います。全部ささゆりと勢和振興事務所ですね、指定避難所がなっとったと思います。波多瀬の人や三養の人がそこへ行くにはとてもじゃないけど、行けない状況にあるのではないかなというふうに思いますので、それも含めたこの2番のご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井一宜） えっと、まずですね、各字の公民館の話に入った方がいいんでしょうか。それとも、2番の質問。

○9番（前川 勝） 2番。

○総務課長（岡井一宜） 各字の公民館等についてはですね、平成25年の災害対策基本法改正によって、避難所見直し前までは、確かに一次、第一次の避難所としておりました。この見直しにおいて、当時町避難者に指定する基準として、被災者等を滞在させるに必要なかつ適切な規模、それから速やかに受け入れ生活関連物資を配布できること、3つ目、想定される災害の影響が比較的少ない4つ目、車両などによる輸送が比較的良い、の4点を掲げ検討し、基準を満たすのは町有施設であるという結論に達しております。そこでまた、あの、各地区の公民館等優先開設とする指定避難所と定めてパブリックコメントをしたのちに、防災会議、平成28年3月3日開催にて承認をさせていただいております。このような経緯のなか、現時点で施設の安全性や速やかに職員を派遣し、避難所開設に向けて被災者、それから避難者の受け入れ態勢を整えることが困

難であると想定することから、各字の公民館等を再度避難所として指定することは難しいと考えております。先ほど、前川議員言われましたBANKYO文化会館、比較的遠いんでないかというふうなこともございましたが、各字の公民館等につきましては、自主防災組織が自主的に避難、避難所として利用、活用していただく方法もあるのではないかとこのように考えております。

それから勢和地域の波多瀬や三養地区に関しましても同様でございます。ええ、多気町のこれ、ちょっと3つ目の質問にも含んでいくような回答になりますが、多気町の防災マップに記載しております避難所対象地区につきましては、あくまでも目安として記載をしているものでございます。当然、もちろんだこの避難所に避難していただいても問題はないということですので、早めの段階で避難をしていただき、遠くなった、また車で移動される際はその危険でないルートを確認していただきながら避難所に早めの避難をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） おっしゃることはよく理解も、わかるんですけども、やはりあの職員の方が行って開設するのに難しいというふうに言われたと思うんですけど、住民側に立って住民の人が来ぬくい所へ、距離のある所へ開設するのは、それはやはり住民の立場に立った理解ではないのではないかなど。開設しにくいからこっちへ来てくださいではおかしいのではないかなど。そういう、地元のそういう近いところに、まだ佐奈はあったわけですけど、波多瀬、三養地区はそれがないわけですけど、そういう地元の人々の立場から考えるべきこの災害に対する指定避難所ではないのでしょうか。

それから、そのことも答えを欲しいし、それから3番目のことにも入ってもらいましたので、あの、もうあえて読みませんが、防災マップには避難所へ来る字が書かれております。そうすると、私はもう、どこへ行っても良いついてい

うのはもう思うし、そうではあるんですけども、やはりここに近くの避難所へ避難してくださいって言葉、一言を書けばいいのではないかなど。やはりここですよって指定されると、やはり誰もそこへ駆けつけるということになるように思うところです。2点ちょっと重なりましたが、お願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井一宜） はい、すみません。まず先に、防災マップの件でございます。前川議員はどこに避難するにしてもいいということをご存知だと思いますけども、一般の方はですね、実際、地区が指定されとると行きづらいというふうな声に対してだと思います。あの、これに関しましては、そういう行きづらさを感じることがないような文面を付け加えたり、それから防災多気町の防災計画、地域防災計画や次回の防災マップの改定時、それから次避難所を開設するときなどの町のホームページや防災メール、公式ラインなんかではそういう文言を付け加えて、どちらの避難所に避難していただいても構いませんっていうふうな優しい言葉を考えたいというふうに思っております。

それ、それともう1点。地元の公民館でございますが、あの、佐奈の公民館に特化した話ですけども、佐奈地区の公民館。優先開設として外しておくだけで、指定避難所としては残しておりますので、その点は、えっと、指定避難所が優先のところがいっぱいになれば、当然そちらも開くという考え方でございますし、うちと町の方としてもいろんな、先ほど言いましたことを考えると、町の施設でまずは優先的に開設をしたいというふうに考えておりますので、そのへんご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、あのまあ今後そういう形でなんらかの表示を皆に、皆さんに周知いただくという答弁いただきましたので、是非そうしていただい

てですね、もうとにかく近くへ逃げてくださいと、避難してくださいということを、まあ、この本当に私、これ防災マップですね、拝見するにあたってはもう対象地区、避難対象地区ということで明言されておりますので、これはちょっと具合悪いなと思って眺めさせていただきました。まあ、そういう意味では、今後また改善改良していただけるということなので、是非そのようにしていただきたいなというふうに思います。

それと、今1点言われた、あのまあ佐奈公民館は優先ではないけど、指定避難所にしてるといふ部分においてはですね、変な話、あの、災害想定区域に指定避難所を置いていてええんかと、逆に返せばですね、ええのかなっていうふうに思わないのではないんですけども、安全な地区に安全な所に、地区公民館であってもですね、定めることも1つの方法ではないかなというふうに思いますけど、最後に課長、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井一宜） 災害マップ、多気町のこの防災マップでございますが、こちらを見ていただくと分かるかと思うんですけども、佐奈公民館にしましては、佐奈地区の公民館にしましては、指定避難所、優先開設ではない指定避難所には指定しております。ただし、その横に洪水の災害危険性の洪水のところに「×印」がしてあります。「×印」がある避難所へ、避難所は該当の災害時に避難所を開設しませんということですので、洪水時には佐奈地区公民館は開設はしません。土砂災害や地震のときに、特に被害がなければ開設をするという解釈をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） あのまあ、それは分かります。あの「×印」ついてんのはわかりますけど、まあ一般的にそこまで割に見ないのではないかなと。もう、

あそこへ逃げようというふうに、あの、誰しも普通の人は思うのかなっていうふうに思いますので、まあ様々な努力をされている、改良されているので、まあ、なんらかの時にはそのことも踏まえてですね、色んな改良を重ねていただければありがたいのかなというふうに思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をとりたいというふうに思います。ただ今 11 時 10 分でございますので、11 時 20 分に再開をしたいと思っております。

(11 時 10 分)

(11 時 20 分)

(3 番 木戸口 勉幸 議員)

○議長（坂井 信久） それでは、会議を再開いたします。

3 番目の質問者は、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） 3 番、木戸口です。それでは、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問はですね、1 つが大型予算の財政見通しと財政運営について。更に 2 点目として、農業にかかるインボイス制度について、2 点であります。いずれも一問一答方式で質問させていただきたいと思っております。

それでは、1 点目の質問に入ります。1 点目の質問は答弁としてですね、町長、それから教育長、それから総務課長、それから担当課長というふうにご書いておられますので、よろしくご答弁の方いただきたいと思っております。

今、時代は少子高齢化で急激な人口減少時代を背景に、町税等の収入は減少し、高齢化に伴う予算は増加、地方財政は厳しさを増しております。

人口で申し上げますと 2005 年の人口はですね、15,800 人が、2023 年には 13,800 人と 2,000 人少なくなっておりまして、更に 8 年後を予測をしてみます

と、12,900 という予測値が出されておりました、ほぼ1,000人減少するという状況の見込みであります。

そういった背景のなかです、2つの大型建設事業が予定をされております。1つは統合保育園整備事業でありまして、もう1つは小学校統合整備事業であります。双方ともに新築をするものでありまして、物不足と物価高を背景に、統合保育園の建設費は当初予定していたよりもおおよそ倍近くかかるという説明も可搬伺っておるところであります。建設に極めて大きい予算が必要となってくるのでありますが、その財政、財源をどう確保するのか。今後、中長期的に見てですね、財政運営にどのような影響が出てくるのかお伺いをいたすところであります。

まず統合保育園についてであります、保育園の建設費の設計に当たりまして、資材の高騰、物価高をどのように捉えているのか。落ち着く時期はあるのか。物価動向をどう見るのかについて、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚久） はい、あの先ほど木戸口議員がご指名されました質問者、あの答弁者に入っておりませんが、納得がいただけないかわかりませんが、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

ご質問にございましたとおり、資材の高騰、そして物価高の要因はですね、円安、後、ウクライナ情勢、そしてこれに基づきます資材価格の上昇であるとか、後エネルギー価格の上昇。そして、ここのとこ落ち着きがありますけど、昨今まで大流行しておりました、まあ最近ちょっと上がってまいりましたけど、このコロナ不安。そして、あの、今日の朝の天気もそうでしたけど、地球温暖化を通り越しました、最近、地球沸騰化と言われておりますけれども、そういったこともに基づきます天候異変等々ありましてですね、様々な要因があると感じております。あの日本国だけの問題ではないというふうに感じております。そういうことで、あの、本当にこの先、誰も分からないという状況下の中では

ありますけども、ええ、先ほどまでの、あの、町長申し上げましたとおり、一応このような形で今現在進めておりますので、そして間もなく保育園に關しましては、設計業者も決まるというところまできておりますので、この方向で肅々と、現状を見ながらでも進めていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま、町長の代弁としてですね、副町長がお答えをいただきました。まさにまあ、そのとおりだなと思うわけではありますが、まあ示されております数値は、当初ですね、もう済んだことでありますんで申し上げますと 15 億とこういうことであります。で、まあ、若干、議員諸君等の方々もですね、まあお考えもあるかと思いますが、それがまあ、倍近くなって、ほぼ倍という説明が過般上がったわけですが、まあそんな中で少しこう、じっくり考えれば落ち着く時もあるのかなというふうに私も考えましたので、まあそういう質問もさせてもらったわけですが、まあ、これはこのままいくというふうにお考えなんか、もう、あのいわゆるお金が要るだけかかってこれももう度々出ております合併特例債というのが眼中にあるわけでありますんで、そんな中でですね、もう肅々といかざるを得やんのかなという私も思っておるんですが、その辺を改めてですね、まあ物価高騰も踏まえて、立ち止まるっちゃうことはまずなかろうかと思うんですが、そのへんのこと、お考えをいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚久） はい、あの、非常に難しい問題であるというふうに思っております。ただ、あの昨今の、その物価ですね、昨年度の後半から今年度に關しましてはですね、さほど上がっておりません。そういうわけで、あの、この前発注いたしました勢和振興事務所におきましてですね、あの、若干上

積みの予算をしておりましたけど、ほとんど変わらなかったというところがございます。

ただ、あのあくまでも予断は許さない状況ですけども、一応あの、町としてこの大事業につきましては必要不可欠なものであるということで、やらなければいけないということで、余程のことがない限り、粛々と建設につきましては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ええ、私、まあ今朝もですね、NHKのニュースを見とったんですが、そこでまあ見ておりますと、まあ倒産状況が出ておまして、これも経済情勢状況なんですけど、色々こう分析をした結果を汲みとりますと、やはり工期が長期化をして、更に人手不足。これは否めない。それで、もう1つ何回も言っておりますように。資材高が影響しておるといのが大いに影響しておるといことが報道されております。まあ、こういうことも1つの、まあ、これからやるには大変な、大きなことになるんかなと、考えとしてですね、思うわけでありまして、これもまあ念頭に入れていただいてですね、やっぱりこの充分検討しながら、考えながら、いわゆる進めていただかんとあかんというふうに思うわけでありまして、付け加えて申し上げたいと思いません。

それから、次へ入ります。現時点で保育園の建設費は当初に比べまして、もう、何回も出ておりますんで分かっておりますが、倍近くの費用がかかるということが、当然説明もございました。となりますと、財源はどうかということで、思うわけでありまして、通告にいたしておりますように財源をどう考えているのか。ほいで、今日に至って一度もまあ、いわゆる財源の資料での説明がないわけでありまして、お金なしには物は建ちませんので、まあ私もこう前の経過を2氏の議員と同じような考えでですね、考えっていうよりもこう聞いておまして、これもまあ今日言わなあかんってことで、まあ用意を

しておるわけでありますが、まあ町長のお話がもう全てなんですよ。まあ、町長が全協では全てお話を申されて、されておりました、7月の26日にですね、総額これぐらいかかるという、倍近くかかるというような説明が、話がございました。ほいで近い、やる議会には必ずや、いわゆる財源の話もしていくということも明言されておりました、その中まあ、ずっと期待をしながら、9月4日の全協。これはまあ、議会前の全協なんです、ここでの説明もございませんで、で、まあ、今日もこの件については前川議員と松木議員の方もお聞きをされとったわけですが。まあ、私もですね、ええ、3人目ということで同じことを聞くわけですが、なぜ説明がなかったのかということ。それから、もう1つ付け加えますと、今回の補正予算にですね、事業予算が出ておりました、1260万5,000円の予算計上が統合保育園の経費として計上されております。まあ、これは調査費やってということでございますが、これとの関連もございまして、これもまあ全体の予算の一部なんです、全体にこれぐらいかかるのであれば、こんだけの財源構成でやってきたんやという話が全く今でもされておられませんので、私は額を想定して、額に対していくらって言えちゅうと、これは言えやんと思いますんで、考えは言えると思いますんで、その考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚久） はい、確かに議員おっしゃいましたように、昨年末のアクションプランから倍増していると、これにつきましては本当に総事業費が増えたことはもう否定は一切しておりません。そして、ただ、あのすでに整備は着々と、その設計作業も含めてですね、進めておるところでございまして、先ほども申しあげましたこども園の建築設計業務も色々始まってくると、そういう中でですね、これくらい事業費がかかるっていうことはこの前の全協で、その35億なにがしの、全くの概略です。概算ですけど、お示しはさせていただきました。そして、その中で、今回補正で上がっている分、ちょっとこれにつ

きまして、ちょっと中身入ってましたかどうか、私もちょっと、あの確認不足なんですけども、その中の内数であるのかなというふうに私は思っております。それと、財源につきましてはですね、あの、事業費の話はさせていただきましたけど、こういったものを充てて、これから、あの、財源を確保していくことは確かにお話しさせていただいておりません。で、金額につきましてはこれからの話ですので、今回は申し上げられませんが、内訳につきましては、合併特例債ですね、先ほどから出てます。そして、後は教育福祉基金の充当、そして当然、あの、ふるさとの応援基金、そして当然そこにつきましては財政調整基金、まあ一財になりますけども、そういう形で充当してくんであろうなど。あと、こういう福祉施設を建てるにつきましてですね、福祉事業のそういった起債もごさいます。特例債と比べましたら有利ではないですけど、あの、充分使える起債もごさいますので、こういったもんを充てて賄っていくと。で、これまで内部で詰めてき中では、そういうことも含めて町長がこれについては財源のほうは大丈夫と言うとる根拠はそこにあるところでごさいます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） これは、まあ冒頭から副町長にですね、私に対して答えてもらっておりますが、本来ですと担当課長はこれ、名指しちゅうんか職名を書いてありますよね、総務課長なんですわ。財政担当課長は。それを越えて、まあ副町長はいわゆる町長の、いわゆるナンバー2でありますんでよく分かるんですけども、本職が答えやんと私はちょっとそのへんは非常に具合悪いなと思いますんで、ええ、答える前に副町長やなしに総務課長と言いたいところなんですけども、総務課長の見解をですね、改めてお聞きしたいと思います。

これは大きな問題ですんで、大きな予算がいきます。それには一番初めの予算立ての財源構成を考えるのは総務課長なんですわ。ほいで、常に財調はどんだけある、他のあのいわゆる基金はどんだけある。更に、収入はどんだけある、

交付税はどんだけあるという、いわゆる財政のプロフェッショナルでありますんで、そのへんのいわゆる担当課長の答えがないと、ちょっと納得もしません。だぶるところあるかも分かりませんが、総務課長で詳細に、私はお尋ねをしたいなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、それでは私の方から説明をさせていただきますというより、ええ、今までの松木議員、それから前川議員の質問でも、町長が時期を、時期が来たらお示しを必ずさせていただくというふうに答弁をさせていただいておりますので、私の方から具体的な数字はある程度は当然財政の部局ですので検討はしておって把握もしておりますが、この場ではお答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 答えは想定どおりでございます。私は数字は聞いておりませんので、考え方を、例えば財源構成でパーセントがあるわけですね。100%って財源、なんか全ての財源を足してなるわけです。ほとんどが、まあ、今こう予測をするのには合併特例債だなというふうに予測はしておりますが、そのへんをですね、やっぱり財政担当課長として数字は聞こと思ってません。もう、町長命令で言うなよっちゅうことになつとると思いますんで、そやなしにやっぱりこう聞いた以上は、そのへんのこの下に米印に書いてありますように、起債は合併特例債。で、一般財源、財調基金っちゅうのはこれはもう一般財源でありますし、一部補助金も含まれとるんじゃないかというふうに、私はニュアンス的にちょっと感じとるんですけども、その辺をですね、あれば、その差しさわりのない程度にですね、やっぱりあの教えてもらわんと、私も聞いとる意味が全くないんで。そのへんをお願ひします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、失礼いたしました。ええと、財源の内訳でございしますが、ええ、先程副町長も答弁させてもらいましたように、合併特例債、それから、ふるさと応援基金、教育福祉基金、財政調整基金。それから、もう1つ、施設整備事業債という事業費の半分に対して充当し、交付税措置70%という起債もございします。これを充当していくところ、考えで今進めております。

配分、配分的にはですね、やはり合併特例債が一番多く、まず、まずその全体施設、建築に関して一番大きな建築になるんですけども、ここにまず、すみません。施設整備事業債、これをまず充てさせていただきます。これの半分が充当できます。その残りに対しまして、合併特例債の、ええと、発行可能額を全てそこに充当をさしていただきたいというふうに考えてます。

で、まだなおかつ足りないと予想がされます。そこに関しましては、ふるさと応援基金と教育福祉基金を借りて、最終的には一般財源の財政調整基金で調整をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が。木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 大体の大まかなことはわかったんですが、合併特例債をですな、もうほぼ借りれるだけ借るんやと。わかりやすい話。なのか、ある程度で抑えるんか。その中へかなりのまあ財調基金があるのは私も承知をしておりますんで、そのへんの構成の割合ですな、そのへんを数字的に示してもらわんでよろしいんで、考えをですな、もう担当課長として非常に答えにくいんかな、であればですな、町長が答えるか、副町長が答えるかにしてもらわんと、総務課長はちょっと答えられんかもわかりませんので、ちょっとよろしく願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、すみません。まず合併特例債でございます。こちら、えっと、合併からずいぶん期間が経って、過去にいろいろな事業に充当しております。で、令和4年度末で33億、約3,000万ほど充当しております。で、残りが約18億8000万でございます。これをええ5・6・7で、保育園以外にもいろいろな勢和振興事務所、それから美化センターもありますので、そういったところと上手く調整しながら最終的に全部、発行可能額は使用していく考えで進めております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） まあ、4番目もですね、やっぱり合併特例債を入れておりますんで、このへんで行ったり来たりするかも分かりませんが、まあ合併特例債の話が出ましたんで、この3番2・3をちょっと飛ばして、ちょっと合併特例債のところへちょっと入りたいと思います。

合併特例債は、私もこう色々調べさせてもろてしておりますと、まあ、他の2人の議員も質問されたようにですね、合併特例債の充当率は95%ですね。それから、いわゆる償還は30年償還ということ、それから交付税措置は全協の時は75って聞いてメモしたんですが、よう確認しますと70%ということです。で、その3つに相違はないのかどうか教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、木戸口議員言われたとおりでございます。充当率95%交付税算定率が70%、償還年数が、上限が一応30年となっております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらに合併特例債をほぼ大きなお金を借入れをしてで

すね、充当していくとうことでもあります。ま、私だけかわかりませんが、ちょっと心配な点がありまして、その点についてお尋ねしたいと思います。と言いますのは、この予定で行きますと5年から入ってですね、いわゆるもうプロポーザルに入るわけですが、これも事業の一つですので、着手着工っちゃうことになるわけです。それから造成に入ります。それから工事に入ります。と、造成があそこのいわゆる現地でありますんで、ああいった地形でありますんで、相当日数とお金がかかります。まあその前段が今回の予算に出とるわけですが、さらにそれが全部できてからいわゆる建築工事ということになります。まあ、順序だてて、それを入れ替えるわけにもいきませんし、そういったいわゆる工程ですな、進むわけですね。そうしますと、残りが漠とした話、丸2年あったとしてですね、予定どおり令和7年度末、いわゆる8年の3月31日がいよいよもうギリギリのラインとしますと、そこで終わったら合併特例債は100%充当されるという解釈でおるんですが、そういうことでいいわけだと思います。それで、1つ心配してますのは、ずっとこう頭のなかであります、それをまたいだ場合、いわゆるどんだけかでも。いわゆるできやんだという場合は、その合併特例債についてはもうまるまるダメなのかどうか、その手段と方法あるのかないのか。まあ、言うたら繰り越してですな、5月6月、7月になったんやと、工事が。そうすると、もう年度が変わりますね。7年度末が8年度も入るわけです。で、8年度入った場合でも合併特例債は有効なのか。あかん場合はもう頭から全部あかんのか。その辺がものすごく大きな課題になると思うんですよ。その辺を教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、合併特例債の期限が7年度末、令和8年3月末というふうに決まっておる中で、途中で事業が進まなくなった場合、合併特例債を対象とすることができるのかどうかということだと思っておりますけれども、財政の方、財政の部局としましては、当然そういったことがないように造

成の担当の課、建築担当のこども課。こういったところと連携調整しながら事業をさせていただきます。しかしながら非常に難しいということが読めれば、その時点で合併特例債をあてる事を、充当することを控えるというふうな検討もしなければいけません、そもそももうすでにですね、実施計画等に合併特例債充てておいて、やっていくということをもうお示めししているのです、その点を考えずに、どうやったらもう3月末までに期限末までに完成するかっていうことだけを考えると、事業は進めていきたいと考えております。ただし、どうしてもその、大災害が発生した場合とか、そういった場合は繰越明許で1年使えますので、そういう時には7年度末から8年度末。あくまで、調整がつかなかったとか、そういう理由では無理ですけども、だいぶ大きな地震が発生したり大規模な災害が発生した際には事業もストップしてしまうわけですから、そういった場合は1年繰り越せるというふうになっておりますので。そういった流れの中で事業は進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） そういうことで今総務課長からの確な答弁をいただきましたんですが、このへんがですな、ちょっとこう不安な要素として私も残っております。7年度末をもってお金がどんだけかかろうと何しようという手立てを使いながら7年度末で終わるという解釈に聞こえましたので、そういうことで了解をいたしました。

それから、もう保育園はそういうことで終わりました。

次に統合小学校に入りたいと思います。令和4年12月13日のですね、全協アクションプログラムで令和5年基本構想、それから令和6年7年で実施設計というふうにアクションプランに、プログラムに掲載されて、計上されております。となりますと、設計が出来てからからずっと置いとくわけにはいきませんので、スケジュール的には翌8年度からというふうに誰しも思うわけでありま

すが、翌8年度から着工ということに、まあ、この通告の段階では、そういうふうには私は思っておりましたので、そういうふうに書きました。ただ、その今2人の一般質問をこう色々聞かしてもらっておりますと、どうも8年ということにはならんだろうなというふうに思いますので、あえて建設の着工の時期をですな、これはもう町長しかないと思いますので、または教育長とかということで、8年はするのคะせんのか、もっと先なんかそのへんを教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、これも求められている答弁者が違いますけど、私の方から答弁させていただきたいと思います。ええと、小学校建設につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、基本構想業務がようやくスタートしたばかりでございます。あの、建設地につきしてはこれまでもいろいろ議論がございましたけども、現在の相可小学校用地内を前提とはしておりますが、町長の今日の答弁にもありましたように洪水想定浸水地域との関係を含めた総合検討が、この必要というふうに感じております。

今後の基本構想次第ではですね、相可小学校工区内の別の場所ということも頭に入れながら、そういう話になってまいりますと、更に、あのその2つ、2つ以上の候補地になる可能性もありますので、更にその着工時期はまあ当然先になって、現時点ではその時期が非常に明確に言えないところがございます。

兄国地内であればですね、今のこの、あのイメージがつかます。どこをどう増やせばいいとかですね。ただ、今度の場所になりますと、次の場所になりますと、それがまだ工事も定まらない。

そこで、たとえばたんぼなんか山なんかも分かりません。そういうことも含めて、本当に土地事情から検討していかなくちゃいけないと、そういうこともございますので、まだ、あのじゃあいつ手を付けようということも明確には言えないというところでございます。

ということで、あの、お答えさせていただきます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、よく分かりました。それから、これも同様にですね、あの、まあ聞くところによりますと、保育所よりもはるかに多くの、いわゆるお金、財政、財源が必要というふうに伺っておりますので、保育所で聞きましたのと同様にですね、充てる財源のことを今これは数字じゃありませんので言えると思いますので教えてください。

これは、おそらくやですね、文教予算の中で、国家予算の中で補助金が出るというふうに私は考えておりますし、更に起債、それから教育福祉資金も充てられることだと思いますし、不足するところはいわゆる財調基金ですね、この辺も当然充てられるわけですが、そうしたことの財源構成をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、それでは私の方から、えっと少しまだきちっと把握はしていないところもございますが、財源の構成としましては国庫補助金、それから学校教育施設等整備事業債、こちらは充当率90%の交付税措置率が50~70%と聞いております。それと学校教育施設等整備事業債の単独事業という形で充当率75%で、こちらは交付税措置なし。その残りにつきましては、教育福祉基金、それからふるさと応援基金、財政調整基金を財源とする予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 質問じゃないですけど、総務課長、非常に早口なんでメモをしとるわけなんやけど、聞きもらすとあきませんもんで、もう少し再度、その起債の充当率と起債をどんな起債を使って、それからまあ、自主財源は、

これはもうある金を使いますんでよろしいんやけども、補助金、この2点をですね、ちょっとあのゆっくりと、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ええ、すみません。木戸口議員の統合小学校についての財源についてでございます。ただいま、あの総務課長が少し具体的な、あの数字を言いましたんですが、これにつきましてはあくまで基準額っていう格好になっておりますので、まずは国補助金を充当したいなと考えております。そしてその後、起債でございますが、これももうすでに合併特例債は期限が過ぎておりますので、残念ながら使えないっていう格好になっております。

えっと、基準額に対する補助裏事業債っていうのがございます。そういう起債、後は単独事業債というそういう起債がございますので、少し性格の違うものにはなりますが、あのそういった起債を充当したいなと考えています。

それと、後その他につきましては、基金、教育施設福祉基金や財政調整基金、あとはふるさと応援基金等、使える基金も充当したいなと考えております。そして一般財源を計画できればと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま、答弁いただいたわけでありましたが、いわゆるその今、教育長が言われました国庫補助金。それから起債、それからいわゆる単独事業債。こう色々あってですな、それらを除きまして、ほぼほぼその全体の割合で占める自主財源として使うパーセント、いわゆる10%なんか15%なんかちゅうことが、まあ目安があると思いますんやども、その額はよろしいんやけど、それをどれぐらいこう充当するような考えなんか、その今の予定なんですけども、そのへんをちょっと教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい、ええっと、なかなかその割合っていうのが難しゅういございまして、自主財源につきましては、あの単独事業債っていうのがございますので、できればそちらの方へ頼っていきたくともございます。が、基金等の状況も踏まえまして、なるべく借金は少ないようにできたらなという事も考えてますので、その辺のことにつきましては事業実施年度、そしてその時の財政状況等、充分踏まえまして、財政当局と調整をしながら考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは5番目に入ります。

中長期財政計画、財政運営についてであります。令和4年末、4年度末のですね、起債の未償還残高というのがありますが、これは私は54億というふうに認識をいたしております。これも数値も見ておりますが、で、5年度末にさらにまあ事業も残っております、こう色々とお金の、お金っちゅうよりも起債を起すわけでありまして、これを入れまして未償還残高はどれぐらいなのかということ。それから、全協あたりでも、数名の議員さんからですね、色々財政計画財政運営を質問されておりますが、この大型のですね、予算って私はテーマとして書いたんですけども、いわゆる保育所とですね、学校合わせますとその大きな、いわゆるお金になるわけですが、その大部分が合併特例債であったり、それから他の起債を充てるということなるわけですが、それらを充ててですね、いわゆる合併特例債、非常に有利なんて言えども、これは毎年償還をしていきますし、決して補助金ではないわけでありまして、それだけは交付税の中に算入されましても、やっぱりそのお金は30年かけて返してかんなんらんとということでございます。借金でございます。

というなかで、5年後、まあ10年後っていうのはどうか分かりませんが、まあ差し詰めですね、総務課長にお尋ねしますが、中期的に、長期的にも答えて

もらったら結構なんですけど、一応、保育所が終わった段階で、いわゆる財政計画。いわゆる、こんだけ、これぐらいの償還金、起債に対して償還してかんならんという目安ですな、それとまあその時、今、0.51とか0.52とかいう財政力指数がありますが、財政力指数と財政計画はちょっと別々のもので一緒にはなりませんけど、参考数値としては、まあ全体の町税の中で上がってくると思いますが、まあそれをもうかみ合わせながらですな、その中長期的な財政の見通しをお示しを、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、それではお答えします。木戸口議員おっしゃられるように、令和5年度、すみません。令和4年度末では未償還残高約54億です。令和5年度の段階で、約63億となる予定です。

5年後の財政調整基金でございますが、今5年度末で今、6月議会までの分を反映した段階で、約35.7億財政調整基金ございます。そこから5年後には10億弱減少するものというふうに見込んでおります。

公債費につきましては、6.2億、6億2000万から数億程度増となると見込んでおります。

それから10年後につきましては、あくまでこれは保育園分のみを考慮した形になりますが、財政力、すみません財政調整基金、それから公債費についても現状に回復傾向というふうに考えております。

それから財政力に関しましては財政力指数というものもあるんですが、町全体の歳入歳出を見て、5年後にはやっぱり少し落ちるものというふうにはみております。

で、その後、回復し、現状に近づいていくものと思っております。小学校に関しまして、町長が一番最初に、当初の頃に言っていた令和10年というふうな内容であればですね、その頃には令和10年開校をめざすということであれば、やっぱり財政的にはやっぱりちょっと厳しい状況っていうのは間違いないこ

とになります。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 学校入れますとかなり厳しい状況になるだろうという予測値が出てくるということでございます。よく承知をいたしたところでございますので、まあ学校についてはですね、相当大きなお金が必要になってくるし、起債も大きな借入れをせんならんということになりますと、当然お金を借りるわけでありまして、返していくと。で、財政の圧迫に直接つながって、身動きがとれやんちゅうこともなかろうかと思いますが、圧迫はされてくるなというふうに感じておるわけでございます。

以上で、5点のですね、大型予算と書きましたんですが、保育所、統合保育所、それから小学校の統合の整備事業2点についての財政諸々、いろんな面をお聞かせをいただきました。1点目については、以上で終わりたいと思います。

それから、次に入ります。2点目の農業にかかります、かかるインボイス制度につきまして、お尋ねをいたしたいと思います。令和5年10月1日、来月でございますが、納税の新しい制度、インボイス制度が始まります。国は2019年に消費税を10%に引き上げ、引き上げました。同時に、生活必需品であります食料品は8%とする、いわゆる複数軽減税率となったわけでありまして、10%と8%の適正課税を行うために、10月1日よりインボイス制度を実施するということになったと、私は解釈をいたしております。

そこでまあ、農業の出荷先によってですね、どういう影響が出てくるのかということでお尋ねをしたいと思います。これはまあ、担当課長にお尋ねします。

まずですね、あの、このインボイス制度というのは、聞いておる人はよく知ってみえる方とまあ横文字でありますので、理解されなかった方もあると思いますので、この制度のですね、概略説明をしていただきたいと思います。更に、この出荷に対してかかってくるわけでありまして、私書いてありますように

農協、それから卸売市場 J A 直売所、J A 以外の直売所について、どんな影響が出てくるのかをお尋ねをさせていただきます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

上山税務課長。

○税務課長（上山 善也） はい、それでは木戸口議員のご質問にお答えさせていただきます。それでは、まず最初に消費税及びインボイス制度の概要を申し上げます。消費税は消費者が負担をしますが、納税は事業者が行います。事業者は売上にかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を差し引いて、計算した額を納税をします。この仕入れにかかる消費税額を差し引くことを仕入れ税額控除といいます。

本年 10 月から事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として仕入先からインボイスという消費税額等を記載された請求書を発行してもらい、保存しておく必要がございます。

なお、このインボイスは税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。免税事業者は登録を受けられないため、インボイスの発行ができません。

次に、農業者が免税業者と仮定した場合の影響について、いくつかの場面に分けて申し上げます。なお、細かい条件によっては影響の内容が異なる場合がありますので、ご了解願います。

まず農協や卸売市場への出荷分については、購入者への適格請求書、インボイスになりますが、インボイスの発行が免除される特例が設けられています。仕入れ側の課税事業者は、農協や卸売市場が発行する書類で、仕入れ税額控除ができますので出荷する側の農業者が新たに対応する必要はございません。ただし、農協については、組合員である必要がございます。

次に J A 直売所での委託販売は先ほど言いました農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者の場合は、農協が出荷者に代わり、インボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

次に、J A 以外の直売所や道の駅などへの出荷分についても特例は適用され

ませんが、委託販売している場合、消費者への販売についてはインボイス制度の影響はございません。

次に、米や野菜の集荷業者への出荷分に、またスーパーや食品加工業者への直接販売分については、仕入れ側の集荷業者やスーパーなどはインボイスがないと仕入税額控除ができなくなりますので、農業者はこれらの販売先から相談があった場合は取引条件について話し合う必要が出てくる可能性があると考えております。

なお、仕入れ側の集荷業者やスーパーなどはインボイス制度の開始後6年間には免税事業者である農業者が発行する従来の請求書等に基づき、一定の割合で仕入税額控除ができる措置が設けられております。

一方、免税事業者である農業者がインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられております。従いまして、農業者において制度開始後3年間は免税事業者と課税事業者、どちらであっても事業への影響は限定的となりますが、それ以降影響を考慮して課税事業者への転換することもまあ今後の選択肢の1つと考えられると思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 1点お伺いしたいと思いますが、まあ農家ですんで、非常にこう、税法やら税金の事は非常に分かりにくいというふうに思いますので、そういった面に立って、まあ簡単にお聞きをするわけでありますが、先ほど申し上げていただいた、答弁いただいたようにですね、いわゆる組合員、組合員外という区別はなかなか難しいと思うんですけども、その農協自体がそれを掌握しながら、いわゆる出しとる人についての組合員か組合員外かということは農協サイドで多分調べやんと出しとる本人はそんな制限があるとかないとかってというのは非常にこう分からんし、なっとしたらいいんかっていうのは

農家ですんで、直売へ持ってった場合ですね。まあ、いわゆる大量に農協へ出荷してるとか、それから市場っちゅうのは、もうそういうことはお金の動きも違いますしよく分かると思うんですが、私の聞きたいのはまあ言うたら、農協の直売所、例えばまあ、スマイルとかですな、それから、それ以外のいわゆるスーパーへ少しずつ持ってって毎日に持ってとんのやとか、それから道の駅とか、それから観光直売とかっていうのが、それはもうインボイスから外れるのかということと、それからまあ色々見てみますと、いわゆる大量仕入れの場合は、当然そこはもう業としてやっとなるわけですから、インボイスのこうつながりも出てくるわけですが、一般消費者っちゅうのは少量を買いに行つてそれを買うわけでありまして、その少量も売ったり、売する場合。で、買った場合はもうそれに対して消費税もかかっておりますんで別なんですけど、その売る方の農家としてですね、その区分けがどうなのかなっていう、こう、ちょっと分からん点がございまして、いわゆる農家、出荷側のサイドとしてお聞きすると、その今申しあげたように直売所等が小売の場合、大量の場合は農協で米とか柿、みかんとかっちゅうのはもう農家ということでよく分かるんですけども、そのへんは敢えてちょっと聞かして欲しいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

上山税務課長。

○税務課長（上山 善也） それではご質問にお答えします。まあ、農家の方が一般消費者に売る場合ですと、一般的にインボイスを求められないので、まあインボイスを求められない場合は、そのまま何も影響はないのかなと思っておりますが、その売る側がああ、あの課税事業者とインボイスを求めらるればですね、まあ今後、そういった農業者の方もですね、今後の自分の農業経営、また販路状況を勘案してですね、そういう免税、免税事業者のままでいるのか、また課税事業者にいるのかという判断が必要になってくると思います。

で、あのそのまあ農業者の方がですね、スーパー等へ売った場合ということで、1回目の質問の時にもお答えさせていただきましたけど、まあスーパー等

はですね、やはりインボイスが必要になってくると思いますので、そういった所へ免税事業者の方である農家の方が出荷する場合はですね、まあ今後、そういうスーパーからですね、相談等あろうかと思っておりますので、そういった場合は取引条件について話し合う必要が出てくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 最後にですね、あの6年間は猶予期間とか余裕があって、すぐにそれに、いわゆる入るわけでもないし対応することはしなくてもいいように私は解釈したんですが、そういう解釈でいいわけですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

上山税務課長。

○税務課長（上山 善也） ご質問にお答えします。今、6年間の猶予期間がございます。ですので、まあ来月から始まるということですので、令和5年ですね、5年の10月1日から令和8年の9月30日まではそういった免税事業者からの仕入れにつきましては、80%の控除が可能となっております。次の3年間、11年、令和11年の9月30日まで免税事業者の仕入れにつきましては50%の控除がございます。令和11年10月1日以降になりますと、控除はございません。ですので、経過措置はありますが、控除額は6年後にはもうなくなるということでございますので、まあこれらを踏まえてですね、先ほども言いましたけども、免税事業者のままか課税事業者になるかについてはですね、まあ将来的に今後どのような販路で農産物等を販売していくとか、まあそういったことを検討しながらやっていく必要があると思われま。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） よく承知をいたしました。以上で質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 明日は、今日も開催通知が発行されましたように、各常任委員会が、総務産業土木常任委員会が9時から、教育民生常任委員会が9時半から予定でございます。どうかよろしく申し上げます。

本日の会議はこれにて閉議といたします。ご苦勞様でございました。

（ 9月11日12時15分 ）